

各支援制度等に関するお問い合わせ窓口一覧

この冊子に記載されている内容について詳しくお知りになりたい方は、
それぞれの専用窓口まで直接お問い合わせください。

リフォームについて 詳しく 聞きたい・調べたい	■ リフォームや住宅に関する相談について → 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター  TEL: 0570-016-100 (ナビダイヤル) 受付時間: 10:00~17:00 (土・日・祝休日、年末年始を除く) 一部のIP電話をご利用の方 TEL: 03-3556-5147 http://www.chord.or.jp/consult_flow/info.html  ■ トラブル等に関する弁護士及び建築士による専門家相談について ■ リフォーム見積チェックサービスについて ■ お住まいの都道府県・市区町村のリフォーム相談窓口 → 《窓口リスト》 https://www.refonet.jp/trsm 
リフォーム瑕疵保険	■ 保険の内容について → 一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 https://www.kashihoken.or.jp 
リフォーム事業者について	■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度について → 国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000090.html 
減税制度	■ 所得税、贈与税について → お住まいの地域を管轄する税務署へ ■ 固定資産税について → 物件所在の都道府県・市区町村へ ■ 登録免許税について → 物件の所在地を所管する法務局へ ■ 不動産取得税について → 物件所在の都道府県へ ■ リフォーム減税の概要や証明書等について → 国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html  → 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会ホームページ http://www.j-reform.com/zeisei/index.html#honpen 
融資制度	■ フラット35 (中古住宅購入とリフォーム工事の費用をまとめた住宅ローン) → 独立行政法人 住宅金融支援機構 お客様コールセンター TEL: 0120-0860-35 受付時間: 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く) 海外からの国際電話等をご利用の方 TEL: 048-615-0420 http://www.flat35.com  ■ リフォーム融資 (満60歳以上の方を対象としたリフォームローン) → 独立行政法人 住宅金融支援機構 お客様コールセンター TEL: 0120-0860-35 受付時間: 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く) 海外からの国際電話等をご利用の方 TEL: 048-615-0420 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_reformbf_revmo/index.html 
補助制度	■ 補助の対象となる内容について → 市区町村、各種団体等問い合わせ先へ ■ お住まいの都道府県・市区町村のリフォームに係わる支援制度検索について → 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会ホームページ http://www.j-reform.com/reform-support/ 

この冊子に関するお問い合わせは、
右記協議会までお願いします。
この冊子を希望される方は右記協議会
ホームページからお申込みください。

発行：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
TEL.03-3556-5430 <http://www.j-reform.com>
 国土交通省住宅局
 TEL.03-5253-8111 (代表) <http://www.mlit.go.jp>



マンガでわかる 住宅リフォーム ガイドブック

「マンガと実例」で流れとポイントを解説
 お得な「制度」を利用して素敵なリフォームを!



目次

マンガでわかるリフォームの流れとポイント P.3～

▶リフォームの進め方を知りたい方に

リフォームの進め方とポイント	3
マンガ	4
リフォームに役立つ情報	
A 既存住宅を買ってリフォーム！	B 信頼できる業者をインターネットで検索！
C リフォーム提案は複数の業者から取ると安心！	D リフォームではインスペクションが重要！
E 見積書の内容に問題がないか確かめる！	F 不安なときは公的な相談機関にまず電話！
G リフォーム瑕疵保険ってなに？	H トラブル防止には契約書が重要！
I リフォーム後には工事の記録を残す！	

リフォームで何ができる？ P.16～

▶リフォームの実例やポイントを知りたい方に

1. 暮らしやすさ向上 ～水廻り・収納の使い勝手アップ～	16
2. ライフステージに合わせる ～親・子世帯の快適同居～	18
3. 住まいの性能向上	19
耐震リフォーム / 省エネルギーリフォーム / バリアフリーリフォーム / 長期優良住宅化リフォーム	
column マンションリフォームはココに注意！	24

リフォームの支援制度 P.25～

▶リフォームの支援制度について知りたい方に

リフォームの支援制度	25
I. 減税制度	26
1. 所得税の控除 2. 固定資産税の減額	26
耐震リフォーム / バリアフリーリフォーム / 省エネルギーリフォーム / 同居対応リフォーム / 長期優良住宅化リフォーム / 住宅ローン減税	
3. 贈与税の非課税措置	33
4. 登録免許税の特例措置	34
5. 不動産取得税の軽減措置	34
減税制度利用の流れ / 申告に必要な各種証明書の手続き例	35
II. 補助制度	36
III. 融資制度	39

各支援制度等に関するお問い合わせ窓口一覧 裏表紙

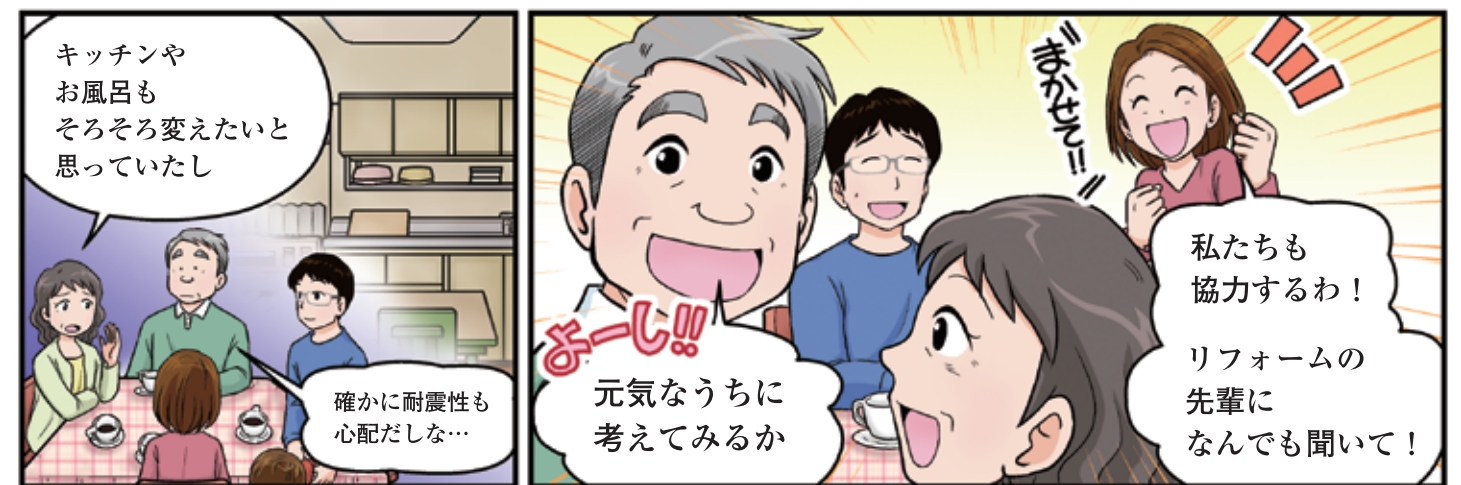
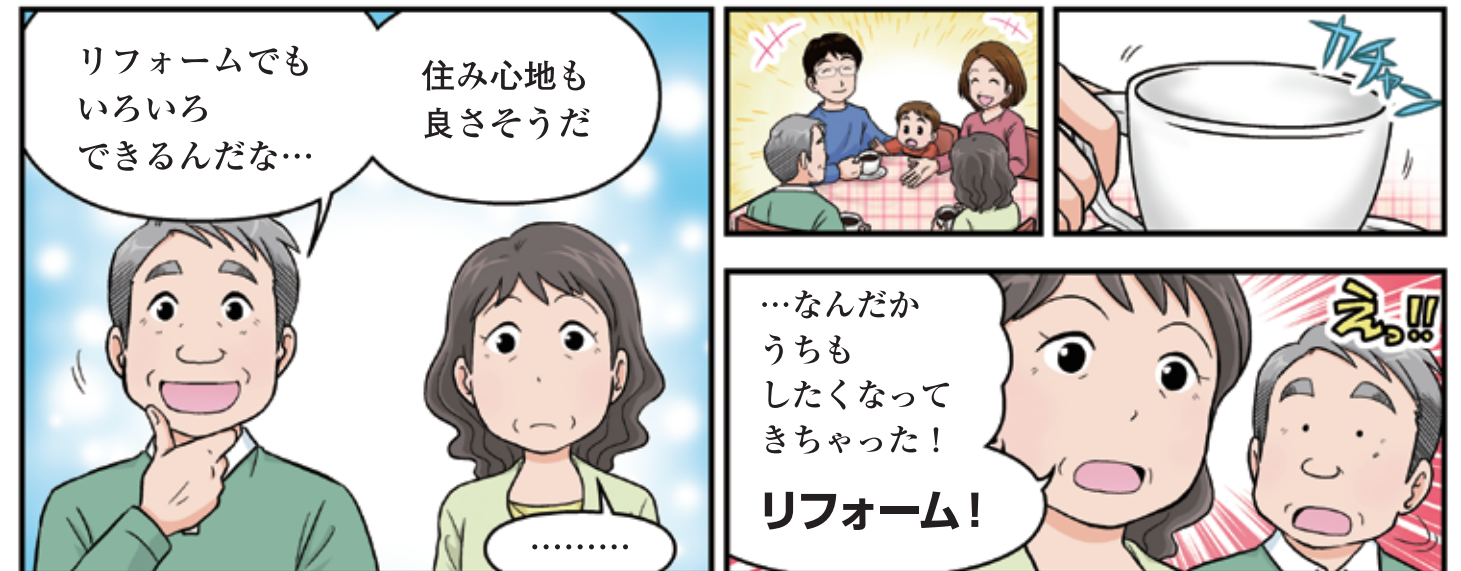
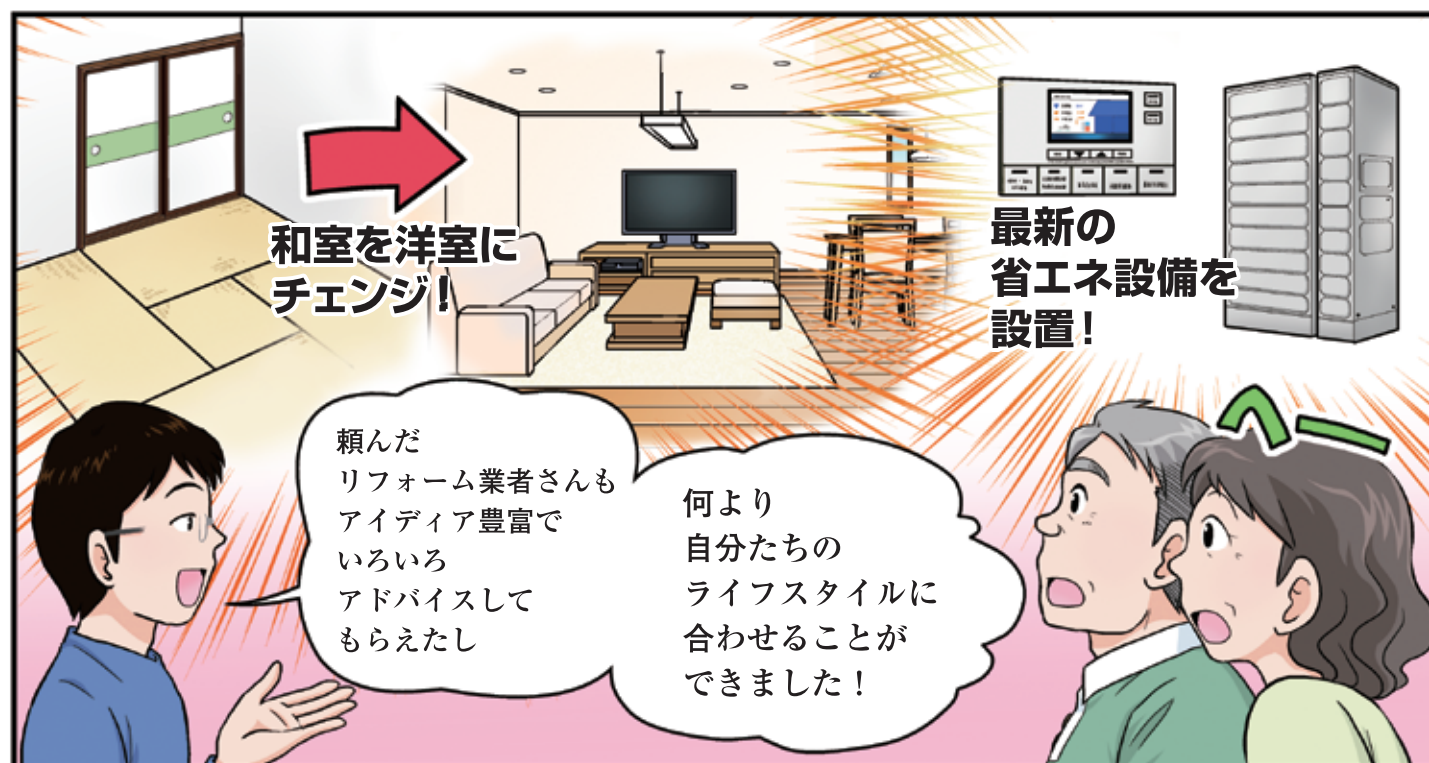
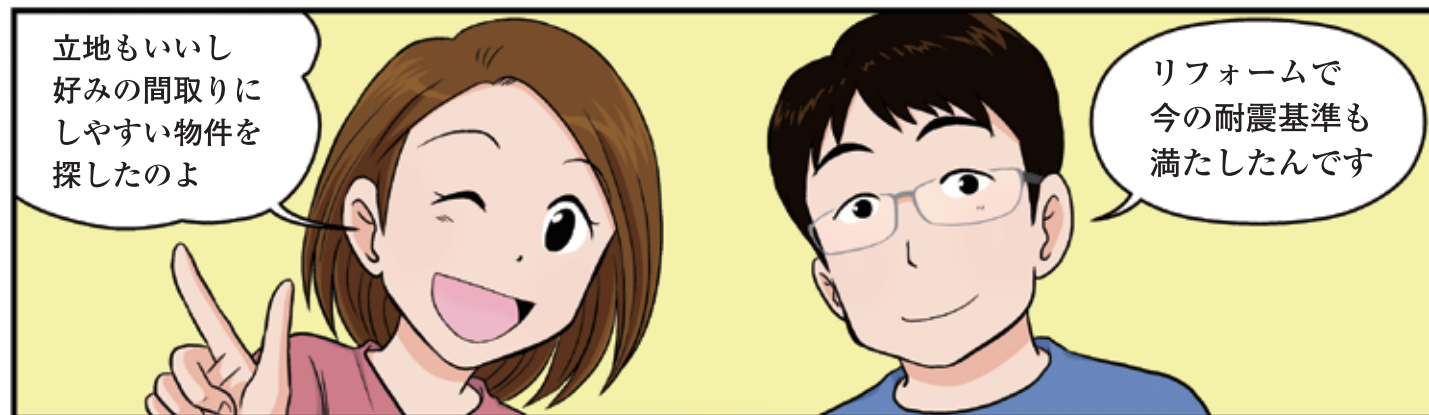
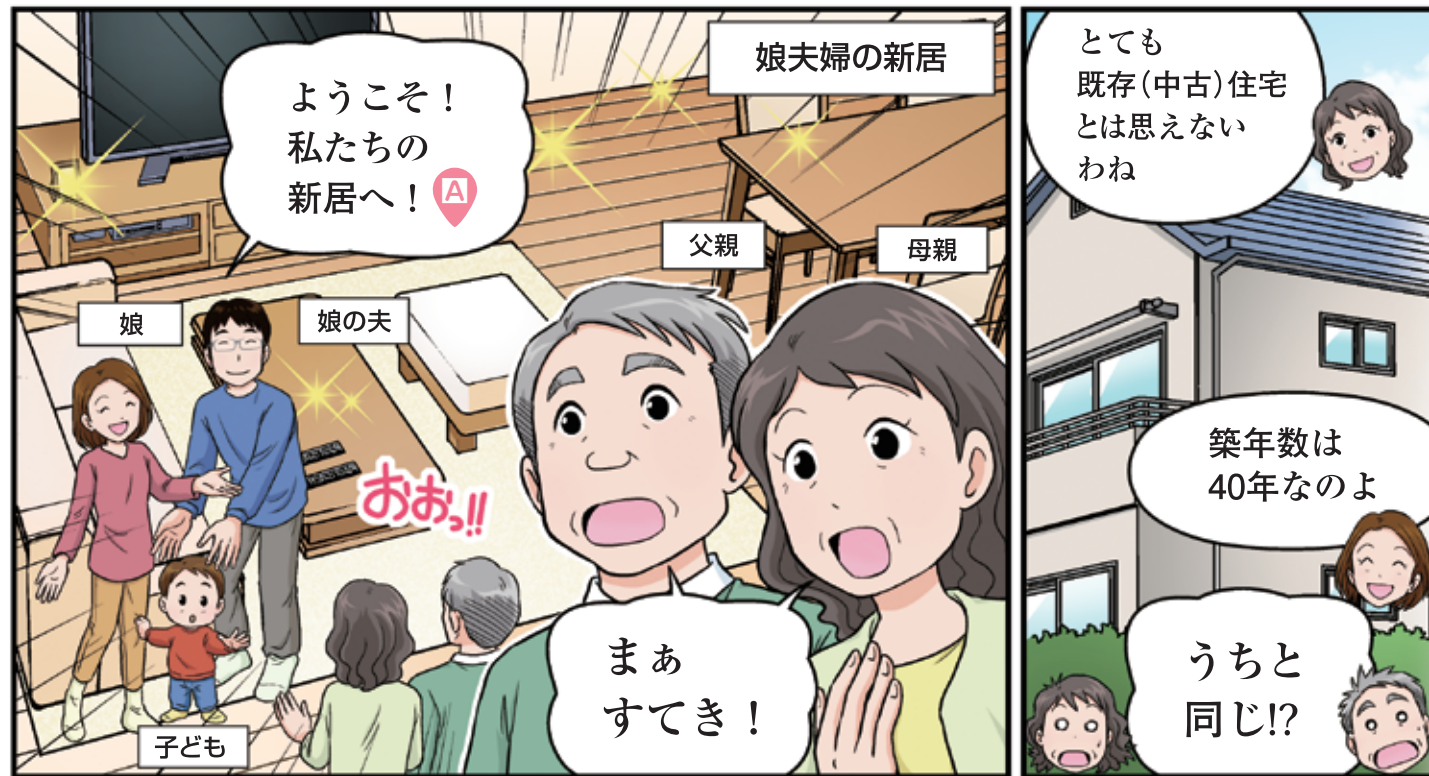
▶支援制度等について相談したい方に

リフォームの進め方とポイント

リフォームの進め方をご紹介します。準備から見積り依頼、工事、さらに工事後も含めた流れに沿ってポイントを押さえ、安心して満足のいくリフォームを実現しましょう。困ったとき、迷ったときには下記の相談先等をご活用ください。

〈流れ〉	〈ポイント〉	〈相談先等〉
1 事前の準備 START	□ 要望を洗い出す □ 目的と優先順位を決める □ 情報収集（戸建・マンションで異なることがある） □ 予算の目安をつける □ 支援制度利用の検討	■ 住まいるダイヤル（▶P.11、P.13、裏表紙） ■ 地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度（▶P.38、裏表紙）
2 見積りの依頼	□ インスペクション（建物状況調査） □ 複数の業者に依頼 □ 支払い可能限度額を確認 □ リフォーム瑕疵保険利用の検討	■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度（▶P.9、裏表紙） ■ 住まいるダイヤル ■ リフォーム瑕疵保険（▶P.13、裏表紙）
3 依頼先を決める	□ リフォーム提案と見積書の比較検討 □ 不明な点を確認 □ 総合的に判断する □ リフォーム瑕疵保険利用の手続き	■ 住まいるダイヤル ■ リフォーム瑕疵保険
4 工事内容の詳細を決める	□ 家具や家電の配置を検討 □ ショールームで実物を確認 □ 見積りの調整と資金計画 □ 支援制度利用の確認 □ 工事前のチェックポイントの確認	■ 住まいるダイヤル ■ 地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度
5 契約する	□ 必要な契約書類と内容を確認 □ 契約書を取り交わす	■ 住まいるダイヤル ■ 住宅リフォーム工事標準契約関連書式集（▶P.15）
6 工事	□ 工事中のチェックポイントの確認 □ 現場責任者と定期的に打ち合わせ □ 追加や変更があるときは書面に残す	■ 住まいるダイヤル
7 引渡し・メンテナンス GOAL	□ 支援制度等の手続き □ 竣工検査をする □ 契約書・図面・保証書を保管 □ アフターメンテナンスの確認	■ 住まいるダイヤル ■ 住宅履歴情報（いえるて）（▶P.15）
8 トラブルになったら		■ 住まいるダイヤル ■ 消費生活センター（▶P.13、裏表紙） ■ 地方公共団体リフォーム相談窓口※（▶P.13、裏表紙）

※地方公共団体の相談窓口においても各種相談に対応しています。



A 既存住宅を買ってリフォーム！

エリアを絞って住まいを探しているときなど、新築だけでなく既存住宅+リフォームも想定すると、物件選びの幅が広がります。その際、住宅の耐震性や、柱や梁といった主要構造部が傷んでいないかなどを確認して選ぶことが大切です。

既存住宅選びのチェックポイント

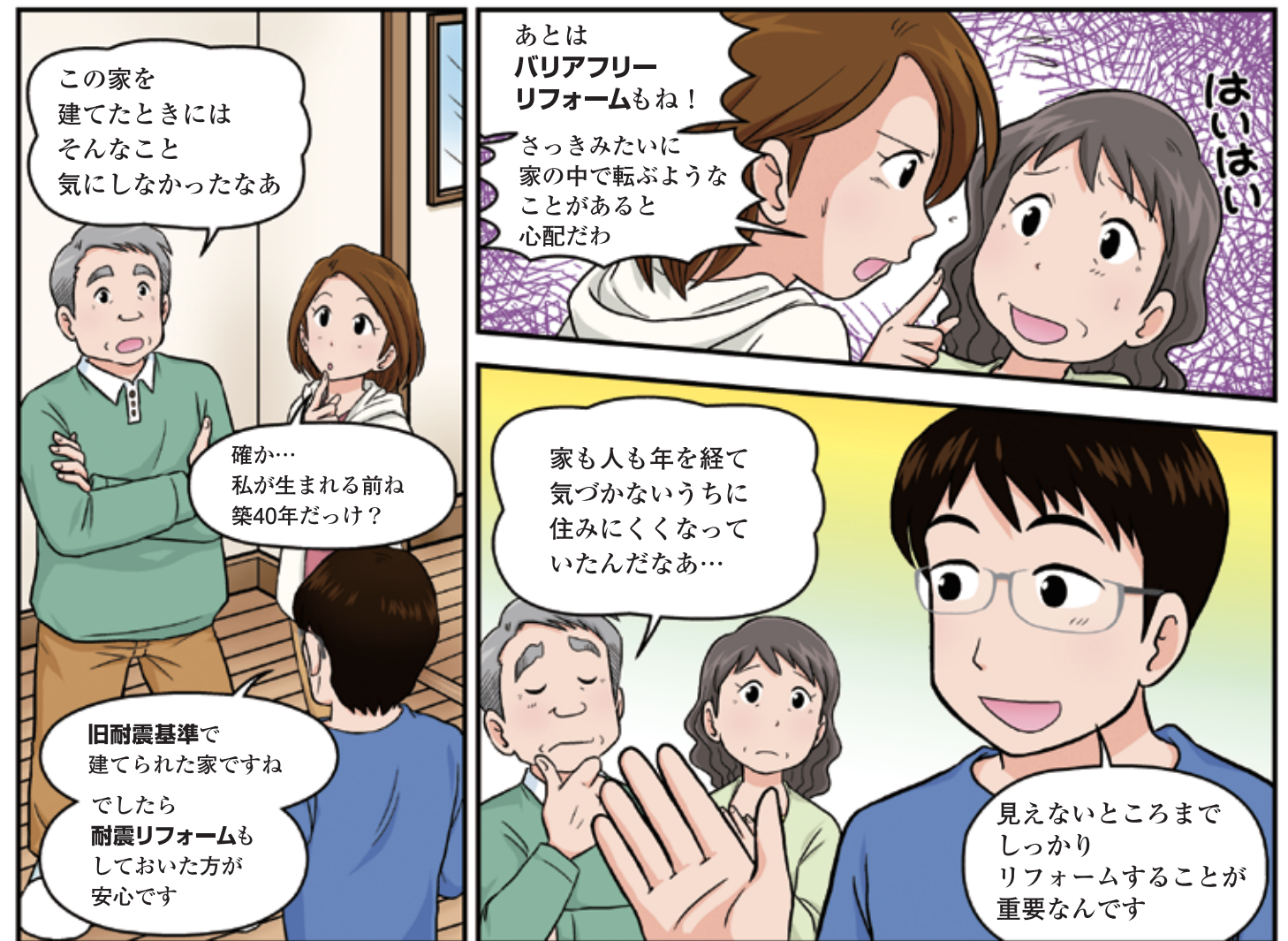
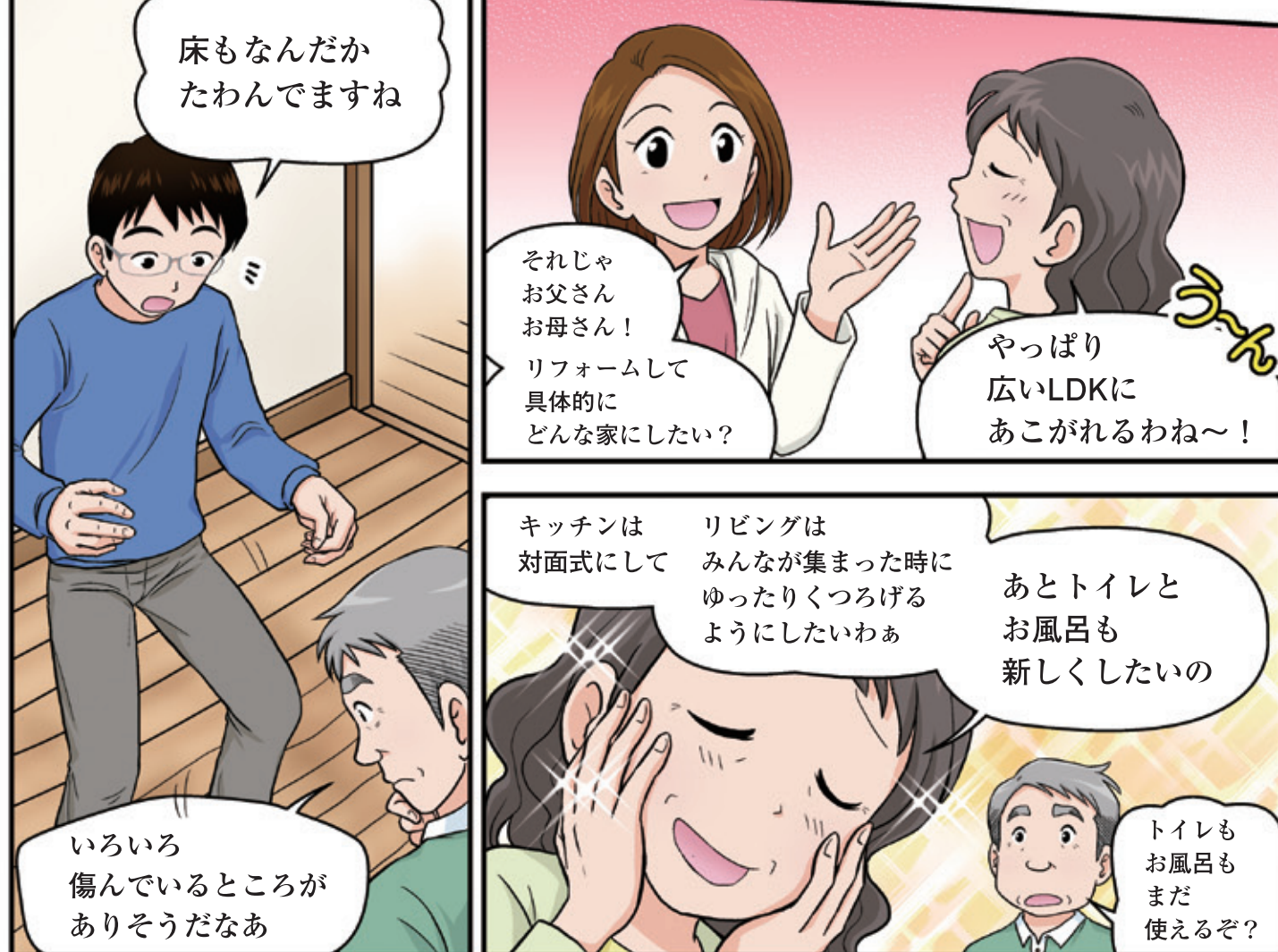
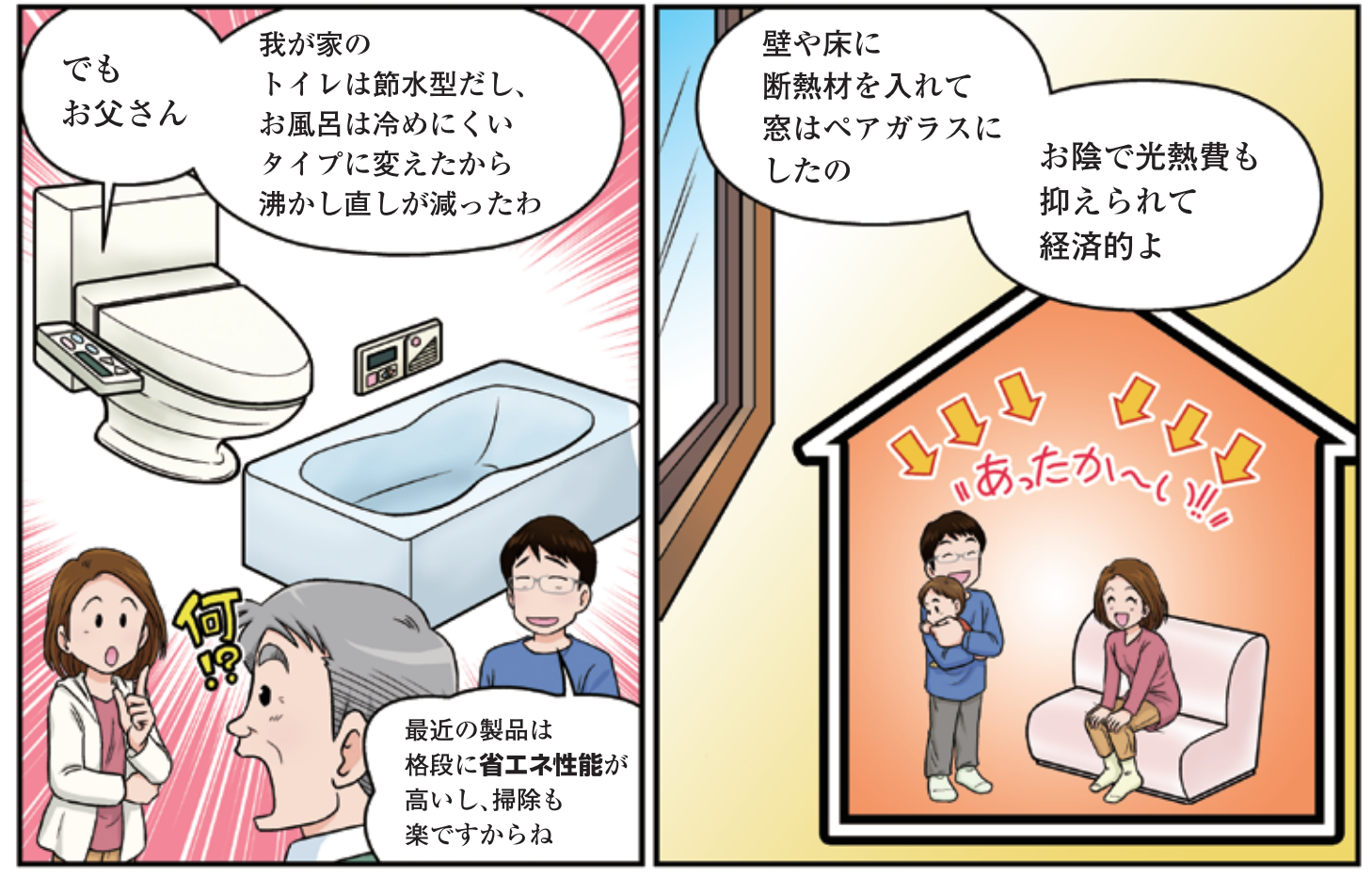
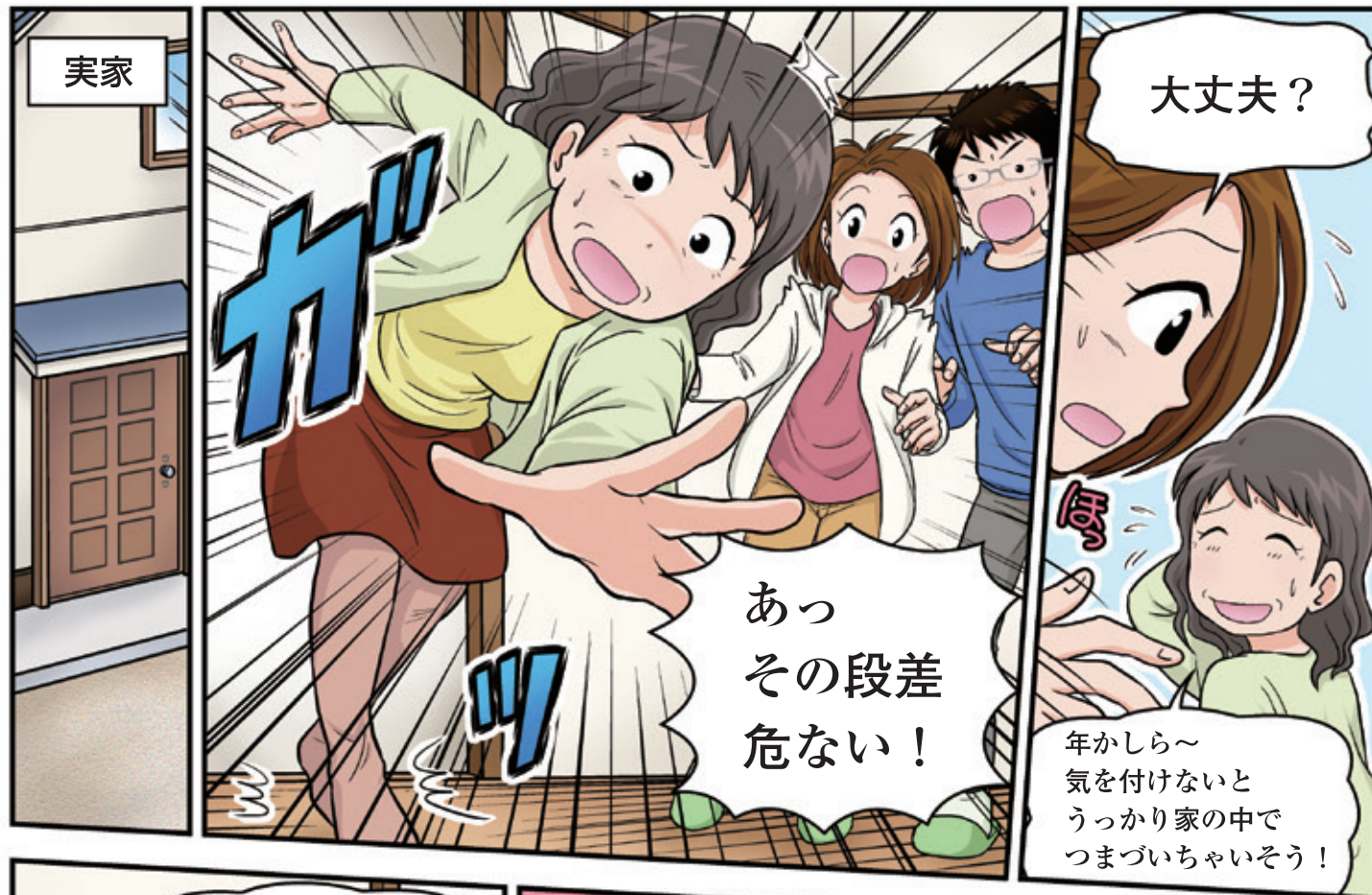
- ・雨漏りしていないか
- ・屋根や外壁に欠損や大きなひび割れがないか
- ・部屋の壁に大きな亀裂がないか
- ・床が傾いていたり、たわんだりしていないか
- ・新耐震基準の施行(昭和56年6月)以降に建てられた家か

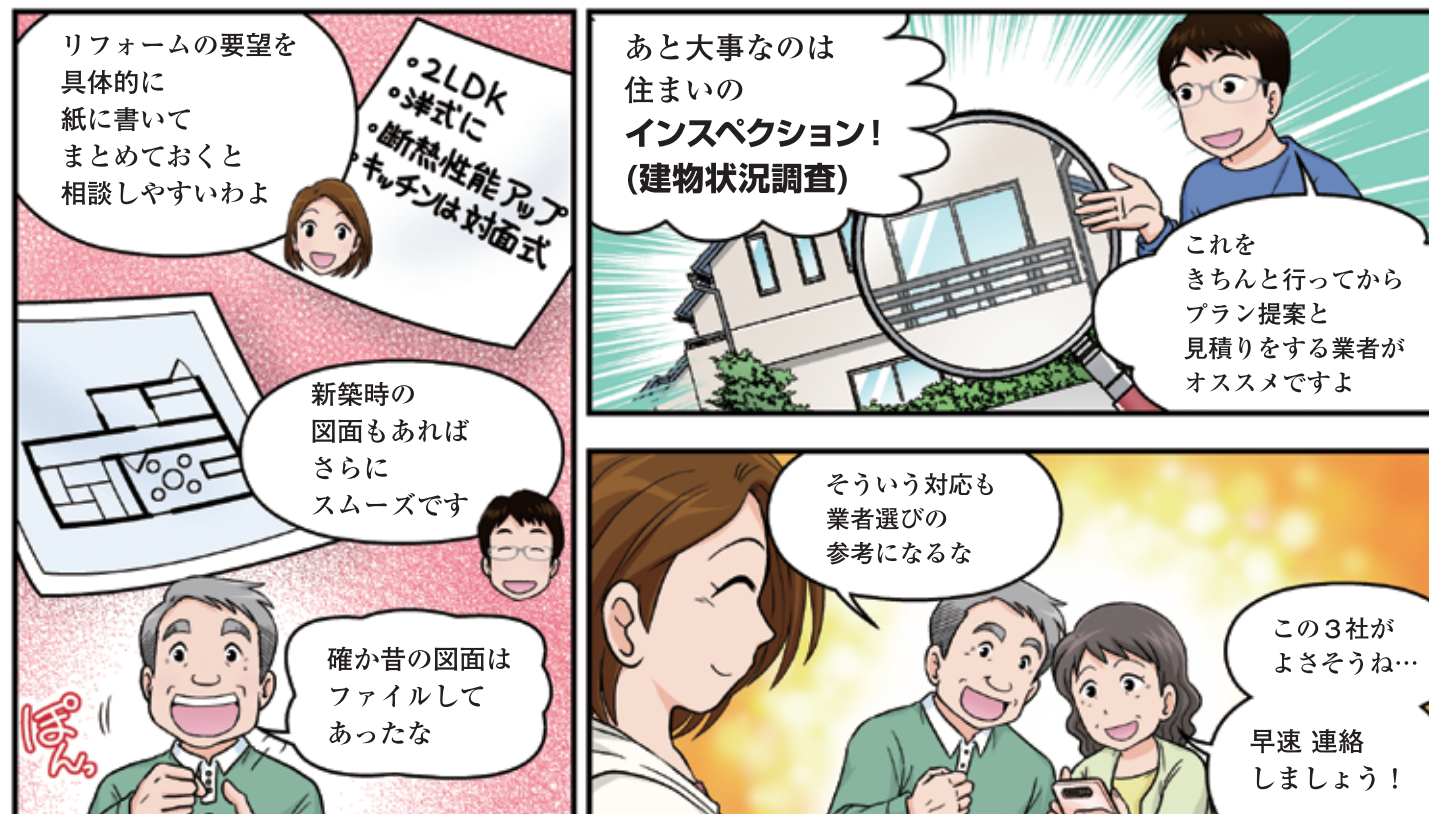
「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする制度に「安心R住宅」があります。既存住宅の広告に「安心R住宅」マークがついているものは、耐震性が確保され、構造上の不具合や雨漏りが認められていない物件です。安心して購入できる目安のひとつといえます。



「安心R住宅」制度の概要
<http://www.j-reform.com/anshin-r/>







B 信頼できる業者をインターネットで検索!

業者を選ぶときは、▶希望するリフォームと業務内容が合っているか、▶実績のある業者か、▶国に登録された住宅リフォーム事業者団体に加盟している業者か、▶自宅からあまり遠くないか、など、さまざまな観点から検討することが大切です。

■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度

登録住宅リフォーム事業者団体に所属していることも、業者の信頼度の目安になります。国土交通省では「住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営確保」、「消費者相談窓口の設置」などに取組んでいる事業者団体を登録して公表しています。



住宅リフォーム事業者団体登録制度の概要

<http://www.j-reform.com/reform-dantai/>

事業者検索はこちら

<http://www.j-reform.com/reform-dantai/kensaku.php>



登録団体

(平成31年4月26日現在)

(一社) マンション計画修繕施工協会
日本木造住宅耐震補強事業者協同組合
(一社) ベタラーライフリフォーム協会
(一社) リフォームパートナー協議会
(一社) 住生活リフォーム推進協会
(一社) 住宅リフォーム推進サポート協議会
(一社) 全国古民家再生協会
(一社) ステキ信頼リフォーム推進協会

(一社) 日本住宅リフォーム産業協会
(一社) リノベーション協議会
(一社) 日本塗装工業会
(一社) 全建総連リフォーム協会
(一社) JBN・全国工務店協会
(一社) 住活協リフォーム
(一社) 木造住宅塗装リフォーム協会

■ リフォーム業者検索サイト：リフォーム評価ナビ

一般財団法人住まいづくりナビセンターが運営する、公正・中立なリフォームのポータルサイトです。□□□□や施工事例をもとに、全国約900社以上の事業者の中から検索できます。

リフォーム評価ナビ

検索

<https://www.refonavi.or.jp/>

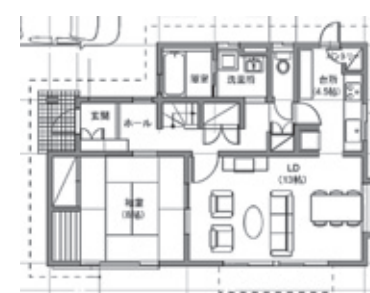


C リフォーム提案は複数の業者から取ると安心!

2社以上の業者からプランと見積りを取ると、費用の目安や対応の違いが分かります。複数の業者から見積りを取ることを「相見積り」といいます。見積り時には、対象住宅のインスペクション(建物状況調査)をしてもらいましょう。

■ 事前の準備

- 要望のリストを用意しておくことでスムーズに進みます。その際、予算が分かるようにしておきましょう。
- 現状の住宅の図面や、マンションの場合は「管理規約」を用意します。



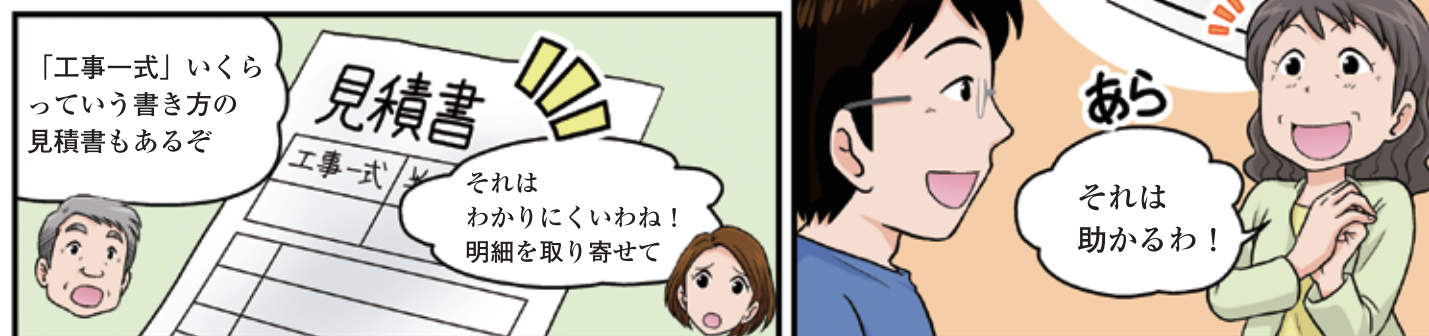
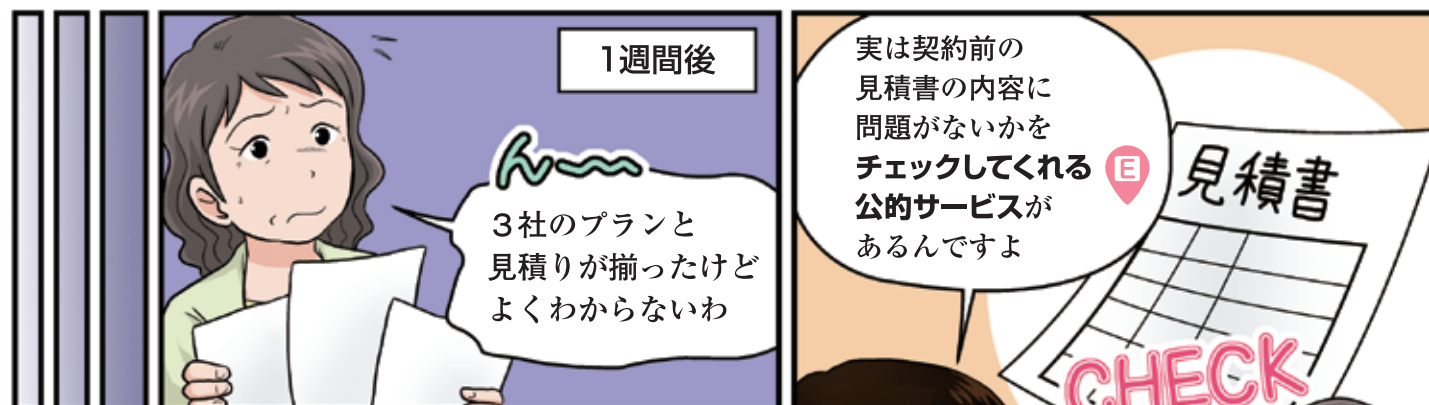
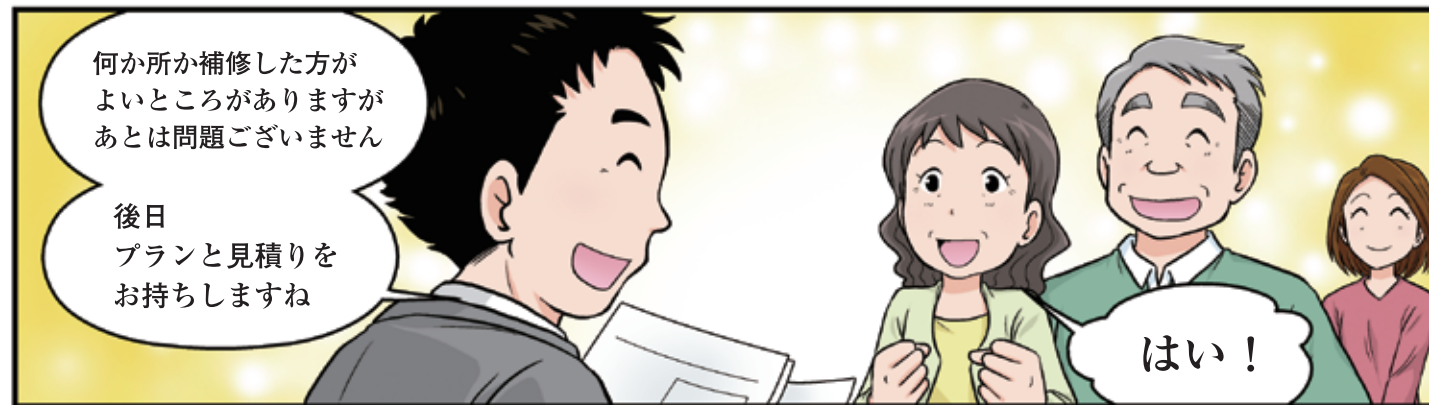
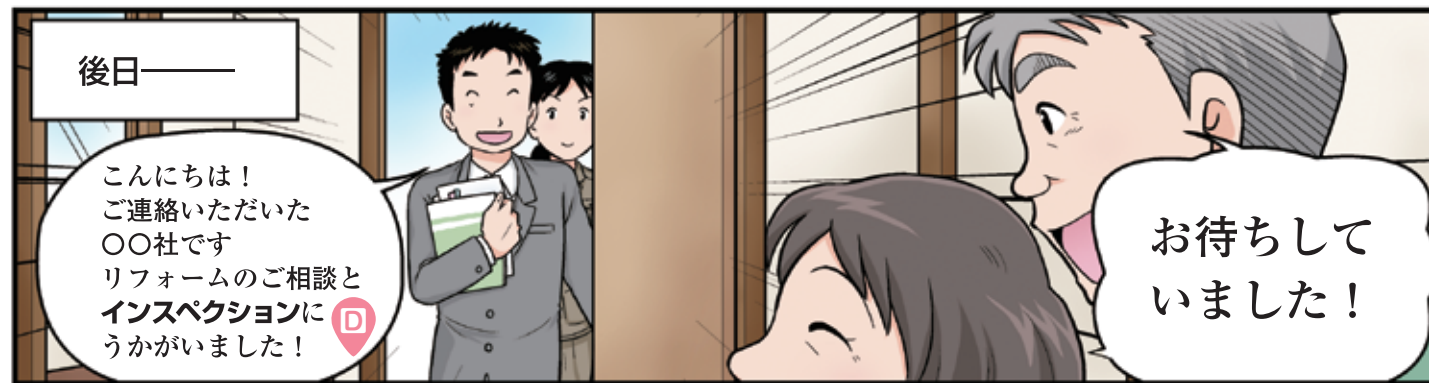
現状の図面を用意



マンションの場合は管理規約も必要

■ 見積り依頼時の注意点

- 複数の業者から見積りをする場合は、予算や工事内容などを同じ条件で依頼することが大切です。その際、相見積りであることや、無料の範囲で見積り作成をしてほしいことをあらかじめ伝えましょう。
- 見積りは、インスペクション(▶P.11)をしてから作成してもらうようにしましょう。
- わからないところは納得いくまで検討、確認しましょう。特に、「〇〇工事一式」などと記載されている箇所は、どんな内容なのかきちんと説明を受けましょう。(▶P.11)



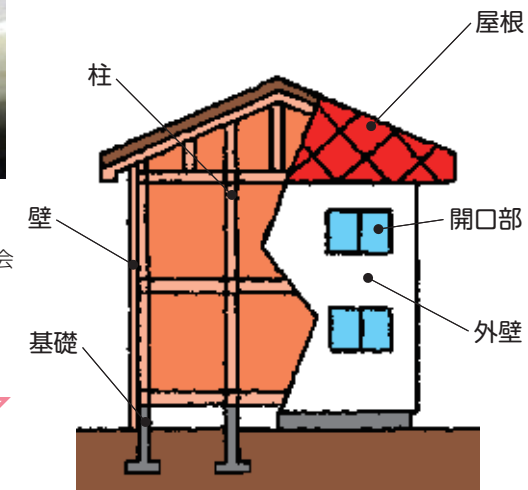
□ リフォームではインスペクションが重要！

インスペクションとは、目視や計測などにより、住宅の基礎や外壁のひび割れ、天井の雨漏りなどの劣化・不具合が発生していないかを調べる「建物状況調査」です。住宅の状態を把握することで、補修の必要性を踏まえた適切なリフォーム計画をつくることができます。

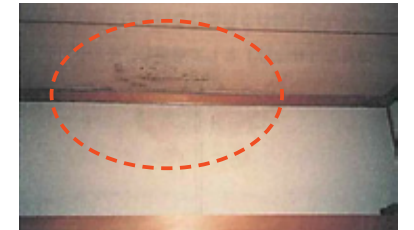
インスペクションのイメージ



シロアリ被害
出典：公益社団法人日本しろあり対策協会



戸建住宅の場合



雨漏りの跡



外壁・建具の周囲の劣化

建物の水平・垂直や、基礎のひび割れなどを調査

■ 見積書の内容に問題がないか確かめる！

見積りに不安を感じたら、第三者の目でチェックしてもらおうと安心です。「住まいるダイヤル」では、契約前のリフォームの見積書をチェックして、電話で助言するサービス（リフォーム見積チェックサービス）を無料で行っています。

例えば…

「〇〇工事一式」とか、よくわからない項目が多いけれど、適正な金額なのかしら？



消費者

電話相談
見積書送付

住まいるダイヤル
TEL 0570-016-100

受付時間 10:00～17:00
(土・日・祝休日、年末年始を除く)

一部のIP電話をご利用の方
TEL 03-3556-5147

住まいるダイヤル 検索 <http://www.chord.or.jp/>

リフォーム見積チェックサービスは上記ホームページ内からアクセスできます。

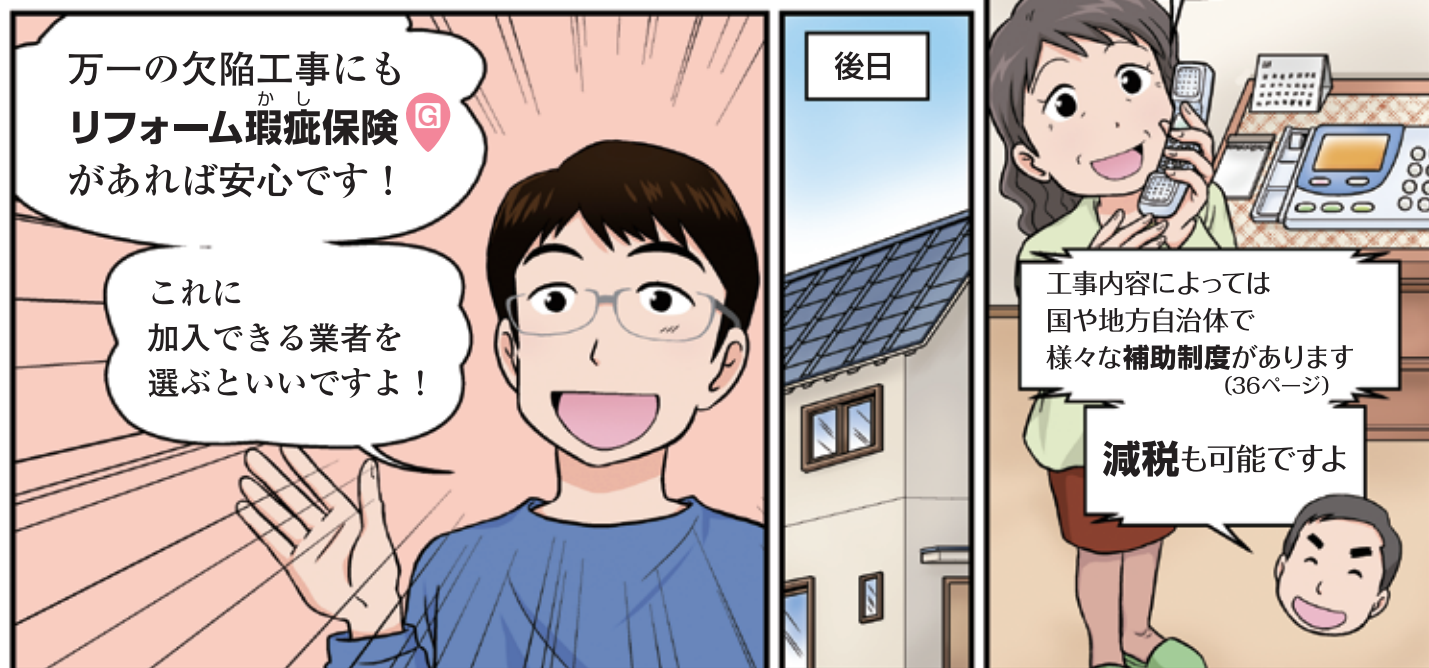
<http://www.chord.or.jp/reform/consult.html>

ご利用希望の場合、「住まいるダイヤル」にお電話してください。

■ リフォーム見積チェックサービスでの主なチェック項目

- ・根拠が不明な項目や、二重計上などがないか
- ・一般的な工事単価などとかけ離れた額になっていないか
- ・見積書と図面の工事内容が合っているか

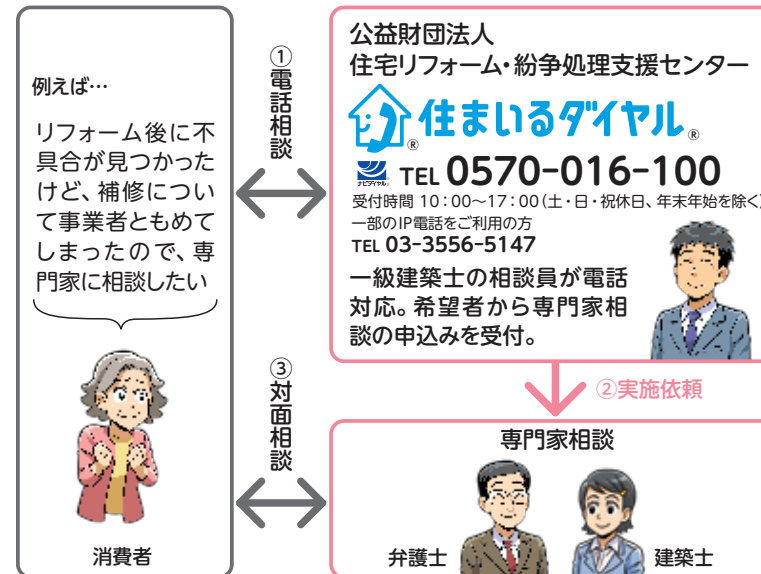
※「住まいるダイヤル」は、法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた、住宅専門の相談窓口で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営しています。



不安なときは公的な相談機関にまず電話！

トラブルに巻き込まれたときなどは、公的な相談機関を頼りましょう。

1. 住みいるダイヤル



※専門家相談は各都道府県にある弁護士会で行っています。

2. 消費生活センター

全国の消費生活センターの連絡先は以下のホームページから調べることができます。

独立行政法人 国民生活センター

検索

<http://www.kokusen.go.jp/>

3. 地方公共団体

地方公共団体の相談窓口は以下のホームページから調べることができます。

リフォネット

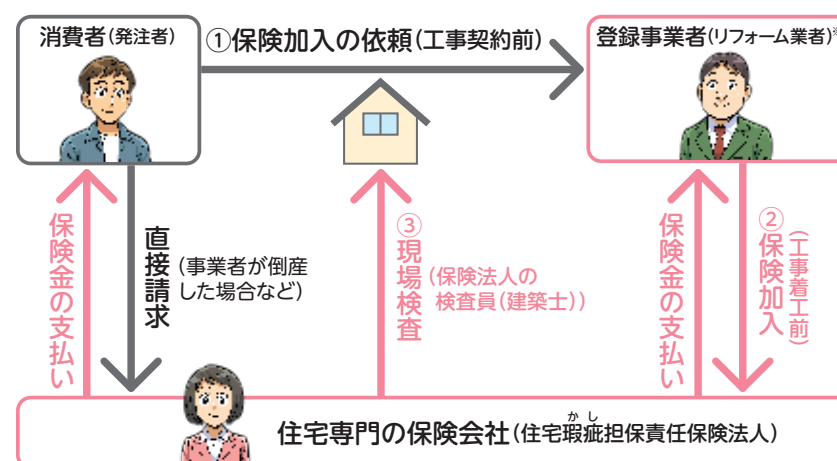
検索

<https://www.refonet.jp/trsm/>

リフォーム瑕疵保険ってなに？

リフォーム瑕疵保険は、リフォーム時の検査と保証がセットになった保険制度です。住宅専門の保険会社(住宅瑕疵担保責任保険法人)が保険を引き受けます。依頼したリフォーム業者がリフォーム瑕疵保険に加入していれば、万が一、後日、工事に欠陥が見つかった場合に、補修費用などの保険金が事業者(事業者が倒産した場合は工事発注者である消費者)に支払われ、無償で直してもらうことができます。特に、大きなリフォームのときは加入すると安心です。加入を希望する場合は、工事契約前に事業者と協議しましょう。

■ 工事契約前(着工前)の申込が必要



■ 登録事業者を探すには

リフォーム瑕疵保険に加入する場合の登録事業者*は、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会ホームページで検索できます。

住宅かし保険 登録事業者

検索

<http://search-kashihoken.jp/>

※保険に加入できるのは、保険法人に登録されているリフォーム業者です。

ショールームで
実物の設備を
見たから
納得したわ！

いいプランに
なって
よかったわねー！

契約書も
きちんと取り交わして
支払い条件や
解約時の取り決めなども
説明してもらって
くださいね

ほかには工事前に
こういうのも
チェックして
おくといいよ

**工事前の
チェックポイント**

- ・居住したまま工事をする
場合、水回りの使用が
できない期間を確認
- ・近隣住民への挨拶
- ・減税、補助制度を活用
する場合、必要な手続き
が済んでいる？

リフォーム開始——

ここを
変更したいんですが

わかりました！
追加・変更の見積書をお出しして
あらためて契約書を
作成しますね

ほう
きちんと
してる

**工事中の
チェックポイント**

- ・契約内容通りの
リフォームになっているか
- ・工事内容を途中で変更
した場合、必ず書面を残す
- ・追加工事が必要な場合、
その内容と金額を工事
の追加前に確認

しっかりした
業者さんね！

そして——
完成！

ようこそ！
私たちの
新居へ！

とても
ステキに
なったじゃない！

おはは
工事の記録を
残しておけば
その後も安心！
君たちも
参考にしまえ

これからは
定期的
点検・補修
するぞ！

あらあら
お父さんも
すっかり
リフォーム通ね

トラブル防止には契約書が重要！

請負契約書と約款、工事内容や金額を具体的に示している見積書、設計図書が、希望の工事内容と合っているか確認します。小規模な工事でも、必ず契約書を取り交わしましょう。

〈契約時に必要な書類と確認事項など〉

請負契約書	必須	契約者、契約金額、工期、支払時期と方法などを確認。
請負契約約款	必須	契約に関する細かい約束事。 遅延損害金や瑕疵担保責任、紛争の解決方法など。
見積書	必須	契約金額と明細を記載。設計図書と照合し、内容、工事範囲を確認。 「工事一式」の費用のみ記載されていたら、明細を取り寄せる。
設計図書	必須	平面図などの設計図、各部屋の内装仕上材一覧を記入した仕上表など。 打ち合わせで決めた内容が盛り込まれているか確認。
打合せ記録		いつ何が決定されたかの記録。打ち合わせの都度作成。

* 契約書や見積書の相談は「住まいるダイヤル」(▶P.11)

住宅リフォーム工事標準契約関連書式集

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会では、住宅リフォーム工
事の標準的な契約関連書式集をホームページで公開しています。

住宅リフォーム推進協議会

検索

[http://www.j-reform.com/
publish/shosiki.html](http://www.j-reform.com/publish/shosiki.html)



リフォーム後には工事の記録を残す！

工事が終わった後もやるべきことがあります。大切な住まいを守るために、以下を忘れずに実施しましょう。

■ 竣工検査の同行

工事完了後、業者と一緒に
契約書通りに工事がで
きているかチェックしま
しょう。気になるところ
があったら、このときに
きちんと伝えることが大
切です。

■ 工事の記録の保管

住宅の設計・施工・維持管
理・権利及び資産などに関
する情報を住宅履歴情報
といいます。情報となる契
約書、図面、保証書などは、
きちんと保管しておきま
しょう。

■ 工事後の点検・メンテナンス

快適に長く住み続けるためには、定期的
な点検やメンテナンスをすることが大切
です。工事完了後には、アフターメンテ
ナンスの窓口、修繕時の有償・無償の範囲な
どを確認し、さらに、長期的な維持保全計
画についても業者と相談しておきましょ
う。

住宅履歴情報(工事の記録)の保管

住宅履歴情報は、住宅の所有者が自分で保管する方法と、情報
活用サービス機関に保管を依頼する方法の2つの方法がありま
す。サービス機関については、一般社団法人住宅履歴情報蓄積・
活用推進協議会のホームページをご覧ください。

いえかるて

検索

<http://www.iekarute.or.jp/>



リフォームで何ができる？

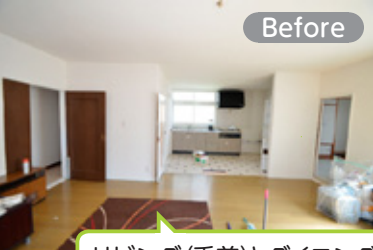
住宅の経年劣化や傷み、設備機器の老朽化、住む人や住まい方の変化に伴う不満、不便などを解消するのがリフォームです。設備機器の交換、間取り変更、さらには耐震、省エネなどの性能向上リフォームを行うことで、長く快適な暮らしが実現できます。

1. 暮らしやすさ向上

近年の水廻り設備は、省エネ、バリアフリー対応などの性能や、掃除のしやすさなどの使い勝手が大きく進化しています。設備機器の交換と同時に、間取りを見直し動線や収納も改善すると、格段に暮らしやすい住まいになります。

❖ 水廻り・収納の使い勝手アップ

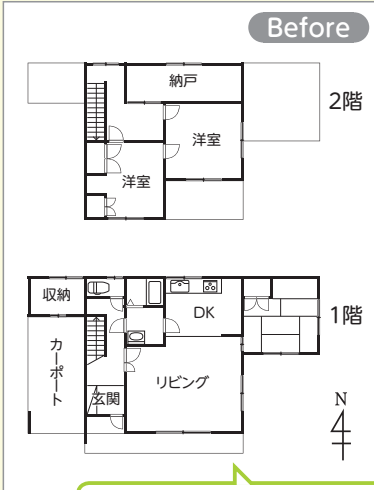
Case 1 動線にそって水廻りと収納を配置、家事も子育ても楽しく



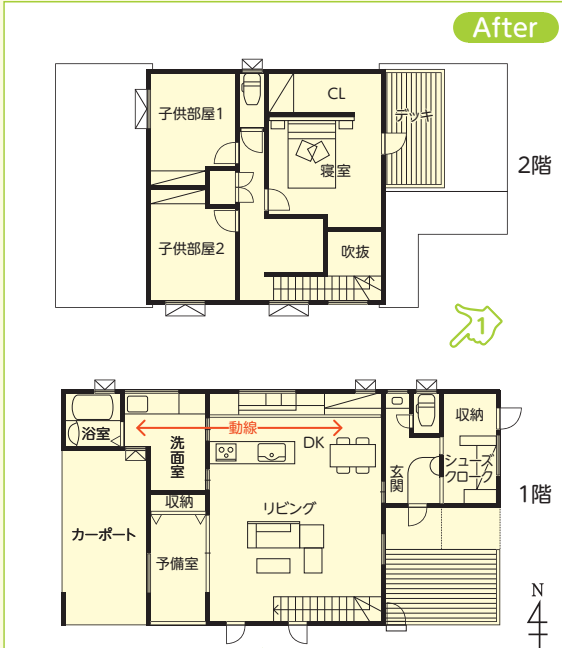
Before
リビング(手前)とダイニングキッチン(奥)。壁付けのキッチンは孤立感があつた。



Before
玄関付近では2階への階段が場所を占め、十分な収納スペースがなかった。



Before
1・2階それぞれに大容量の収納や納戸はあつたが、キッチンやユーティリティ、玄関などモノが集中する場所の収納が不足。水廻りも手狭だった。



After
1階東側の元和室付近に玄関を移動し、収納とシューズクロークを隣接。ダイニング・キッチン・洗面兼ユーティリティを一直線上に配し、動線にそつた壁面収納を新設。2階に子ども部屋を設け、各部屋に必要な収納を配置。

- ポイント
- 1 設備機器の更新と同時に、子育て期の家族に合わせて間取りを変更、収納も充実させた。
 - 2 壁付けのキッチンを対面式に変更。LDと一体化させ、家族みんなで過ごせる空間に。
 - 3 使い勝手や省エネ、掃除のしやすさも配慮されたシステムキッチンや洗面台などの水廻り設備を導入。
 - 4 玄関のシューズクローク、ユーティリティをはじめ各部屋に十分な収納を確保。「モノは使う場所のそばにしまう」を徹底し、家事を効率化。



After
リビングを見渡せる対面式キッチン。食器洗い機やIHクッキングヒーターを取り入れ、カウンター下は大容量の引き出し式収納。奥の引き戸から洗面兼ユーティリティへ直結。



After
洗面兼ユーティリティ。タオルや衣類の収納、洗濯物を仮干しできるバー、広いカウンターなど、洗濯関連の家事機能を集約。



After
玄関。広いたたきに沿って、ブーツ類も余裕で収納できるシューズクローク。



After
子ども部屋にはそれぞれクローゼットを設けた。

平面図や写真のマークはポイントの番号を示しています。

Check! 水廻り設備の不具合は早く補修

毎日使う水廻り設備は、住まいの中でも劣化の激しい部位。水漏れや換気の不調は、住宅本体に影響することもあります。交換時期の目安を参考に、不具合に気づいたら早めに補修、交換をしましょう。

<水廻り設備の交換時期>

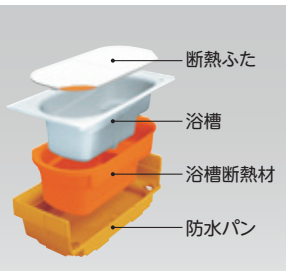
設備機器	推奨交換時期
レンジフード、調理加熱機器、給湯器、水洗金具、温水洗浄便座	10年目安
システムキッチン、ユニットバス、洗面化粧台、便器	20年目安

出典：「自分で点検!ハンドブック」(一社)リビングアメニティ協会

Check! 水廻りの設備は節約、家事楽にも注目

水廻り設備を交換するなら、節約タイプの機種も選択肢に。水道代や光熱費の節約が図れ、エコにも繋がります。たとえば、節水トイレや浴室の節水シャワーは水道代の、お湯の保温性能を高めた高断熱浴槽は沸かし直しが少なく光熱費の節約に役立ちます。掃除しやすいキッチンやトイレ、ユニットバスなどを選べば、家事の負担を軽減できます。

<高断熱浴槽>



浴槽を断熱材で包み込む構造でお湯が冷めにくい。

Check! 設備でも防げるヒートショック

浴室は家庭内での死亡事故がもっとも多い場所。暖かい部屋、寒い脱衣室・浴室、暖かい浴槽の間を移動することで、温度差による血圧の急激な変化が生じます。住宅の断熱性の向上が難しい場合は、脱衣室と浴室に暖房機器を設置することが有効です。



浴室換気乾燥暖房機の例

Check! 高効率給湯器で省エネ

エネルギーを効率よく使ってお湯をつくる機器として、潜熱回収型給湯器(エコジョーズなど)、ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュートなど)、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)などがあります。エネルギーの消費量を抑え、ガスや電気の割引料金も利用できます。条件を満たせば、減税や補助制度の対象にもなります。



ガスで家庭用の電気とお湯の双方をつくる家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)も。

2. ライフステージに合わせる

家族の構成や、住む人の年齢に合わせて、住まいも見直しを。間取りの変更、内装や収納の見直し、あるいは増築、減築などの手法でライフスタイルに合った住まいに変化させることができます。

親・子世帯の快適同居

Case2 空間を有効活用し、三世代が楽しく暮らせる二世帯住宅に

Before

1階 2階

もとは祖父母のみが居住。数年前に介護リフォームを行い、祖父母の居住空間を1階のワンフロアにまとめた。

After

1階 2階

介護室と浴室に隣接する、洗面室兼親専用トイレ。祖父が車いすに座ったまま利用できるよう配慮。他に1階には子世帯専用トイレがある。

After

1階 2階

2階は天井を上げロフトベッドを設置することで、約20㎡に効率よく三姉妹のスペースを確保。

After

1階 2階

1階は、介護室のほか二世帯の団らのスペースを設け、2階は娘夫婦の寝室と孫三姉妹の子供室、収納を確保した。

- ポイント**
- 2階は小屋裏などを有効利用して娘夫婦と3人の孫のプライベート空間を、1階は親の介護室と一家7人の共有の団らの空間を創出。
 - 1階LDKと介護室の間は一部をついたてで仕切り、常にLDKから両親の様子をうかがえるように配慮した。
 - 三姉妹の各スペースはコンパクトに。ロフトベッドを生かし空間を効率的に使えるようにした。

Check! 間取り変更は構造を踏まえて

壁や柱を撤去すると耐震性を損なう場合もあるので、リフォームプランを作る際に構造上の安全性を確認することが大切。増築や減築をする場合も同様です。間取りの変更を伴うリフォームは住宅の構造、工法に詳しい建築士などがある業者に依頼しましょう。

Check! 戸建住宅のリフォームは建築確認申請が必要な場合も

建築確認とは、建築の計画内容が法令に適合していることを役所などに確認してもらうこと。リフォームも、増築を伴うものなどについては確認申請が必要になる場合があります。プランの相談の際に業者に確かめましょう。また、申請の必要がなくても、建築基準法などの法令は遵守するのがルールです。

3. 住まいの性能向上

耐震、省エネ、バリアフリーといった住宅の性能をアップさせるリフォームを、性能向上リフォームと呼びます。安全で快適に暮らせるようにするためには不可欠です。所定の条件を満たせば減税や補助制度の対象となります。

耐震リフォーム

耐震性能を高めるには基礎や壁の補強、耐力壁を増やすなどの方法があります。少しでも不安があれば耐震診断を受けましょう。昭和56(1981)年5月以前に着工した住宅は現行の耐震基準を満たしていないものがあるので、耐震診断を受け必要に応じたリフォームを。

Case3 間取り変更と耐震補強を行って、次世代も安心して暮らせる家へ

Before

1階リビングダイニング。

After

耐震診断を行い、間取り変更と同時に建物全体の耐震性能を向上させた。リビングのタイルで仕上げたおしゃれな壁も実は耐力壁。

Before

リフォーム前、ダイニングの窓は掃き出し窓だった。

After

ダイニングとキッチン窓を小さくして壁の配置を見直し、耐震性を高めた。

ポイント

- 昭和53年建築の元実家の子世帯が引き継ぎ、間取りの変更と同時に、耐力壁を適切な位置に増設して、耐震性能を向上させた。
- 耐震性を高めるため、ダイニングの窓をリフォーム前よりも小さくし壁量を増やした。

※耐力壁とは、地震や風などの、横方向から受ける力に耐えるための壁

主な耐震補強の方法

専門家による耐震診断と補強計画に基づいて工事をします。

■ 強い壁（耐力壁）を増やす
(筋交い、合板などで壁を補強する)

■ 柱、壁、筋交いなどをしっかり緊結する
(柱脚固定金物、筋交いプレートなどを追加)

■ 建物を減築する
(建物の一部を解体して軽量化する)

2階建て 2階部分を解体
子供の独立などを機に、空いた部屋を減築するケースも。上は一例。
※減築の際には、残す壁や柱の再配置に留意

■ 壁をバランスよく配置する
(窓や出入口が多い側に壁を増設)

■ 基礎を丈夫にする
(無筋基礎を鉄筋コンクリート基礎で補強するなど)

既存基礎(無筋) 増し打ちした基礎(鉄筋コンクリート) 補強部分

省エネリフォーム

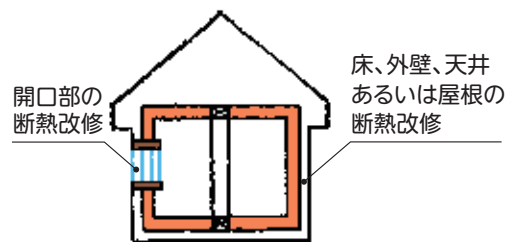
窓や床・壁・天井などの断熱性能の向上と、高効率の給湯器、エアコンなどの導入によって住宅内の消費エネルギーを削減するリフォーム。電気代の削減などとともに快適で健康的な空間が生まれます。

Case 4 築53年の住宅を全面的にリフォーム、断熱改修で夏も冬も快適に

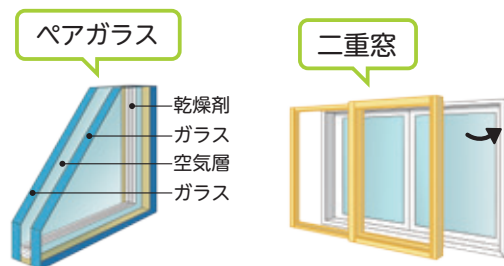


- ポイント**
- 1 築53年だったため、内装をすべて解体して、耐震改修と合わせて省エネ性能の向上を図った。住宅の断熱等性能等級4を確保。
 - 2 屋根と床下、壁すべてに断熱材を施工した。
 - 3 すべての窓を、ペアガラスを用いた断熱サッシに変更した。
 - 4 屋根を断熱したことで、梁、小屋組みを見せた開放的なデザインを実現。

家の断熱のイメージ



窓の断熱改修



窓は室内外の熱の出入りの約6割を占めるので、窓の断熱改修は効果大。サッシの交換、ガラスの交換、新たに内窓を設置する方法があります。

床・壁・天井の断熱改修



住宅の床下、壁、天井裏か小屋裏に断熱材を施工し、断熱性能を高めます。壁内部の結露を防ぐ処理も必要です。外壁の断熱改修は仕上げ材を撤去するなど大がかりになるため、耐震改修やその他のリフォームと同時にすると効率的です。

バリアフリーリフォーム

段差のない室内や介助スペースのある水廻りなどへのリフォーム。高齢になっても、自分で安心・安全に暮らせる住まいになります。

Case 5 回遊型の間取りと段差解消で、介護も家事も楽々



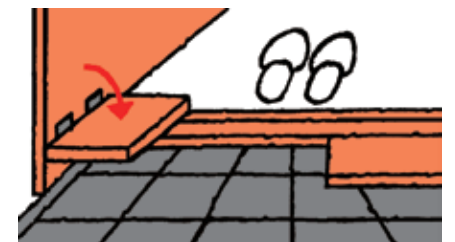
- ポイント**
- 1 高齢の母の介護のために築35年の平屋をリフォーム。引き戸を開放すると各部屋がつながる回遊型の間取りに変更。段差を解消し、車いすでの移動をスムーズにした。
 - 2 水廻りはレイアウトの見直し、建具の工夫などで介助のスペースも確保した。
 - 3 トイレの入り口は、通常は引き戸、車いす使用時は全開口できる建具を採用。
 - 4 断熱材の施工、断熱サッシへの交換により、家全体の温度差の解消にも配慮。

Check! 水廻り全体をバリアフリーに！

浴室、洗面台、トイレの交換と合わせてバリアフリー化を検討しましょう。段差解消や手すりの設置のほか、車いすの利用を想定する場合は、介助スペースの確保や、廊下・開口部の幅の確保など、水廻り全体で検討しリフォームすることが求められます。

Check! 玄関などの段差を軽減

玄関の上り框の段差は、式台と言われるステップや手すりの設置で上り下りしやすくしましょう。また、安定性のよいイスなどを置くと靴の着脱に役立ちます。既製品で、スペースをとらない壁埋め込み型の折り畳みベンチもあります。



長期優良住宅化
リフォーム

短期間で建て替えるのではなく、長く安心して住める良質な住宅の普及を目指し、平成 21 年度に始まった長期優良住宅認定制度。平成 28 年 4 月からは既存住宅のリフォームを対象とした認定も始まりました。

Case6 住宅性能を向上、将来の変化も見据えた既存住宅のリフォーム

Before

→

工事中

工事中

After

外壁の屋外側(左)と屋内側(右)それぞれに断熱材を施工。

1階の東南角付近の耐力壁は、筋交いをたすき掛けにして耐震性を高めた。

2階に配置したLDKは、階段との間の間仕切りを無くし開放的に。耐震性能、断熱性能が確保されているため安全で快適な暮らしを実現。

床下の木材や給排水管の点検・補修がしやすいように、1階洗面所に点検口を設けた。

ポイント

1 昭和52年建築の既存住宅を購入。柱や梁などの構造以外をすべて解体してリフォームし、断熱等性能等級4、新耐震基準の適合など、長期優良住宅(増築・改築)認定を取得。

2 床下の木材や給排水管の点検や補修がしやすいように、1階洗面所に点検口を設けた。

3 見晴らしのよい2階をLDK、1階を玄関と個室などのプライベートエリアに。玄関正面の階段からLDKに空間がつながるが、1、2階に温度差は生じない。

4 長期優良住宅化リフォーム推進事業の補助金を活用して工事費負担を軽減。

維持保全計画を立て、定期点検を

長期優良住宅の認定には「維持保全計画」が必須。工事後30年以上を見据え、定期的な点検と補修に関する計画を策定します。点検の箇所は、右のような雨水の浸入を防止する部分が特に重要。建物の柱や梁などの構造部分を劣化させる主な要因は、雨漏りなどによる腐朽とシロアリ被害です。シロアリ対策の防蟻処理は、5年ごとに実施するのが目安。数年ごとに定期点検することで、劣化箇所を早めに見つけ、補修して住宅を長持ちさせましょう。

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

＜雨水の浸入しやすい箇所＞
①サッシ ②バルコニー ③玄関ドア ④軒天井
⑤トップライト(天窗) ⑥庇と外壁 ⑦妻面けらば

長期優良住宅(増築・改築)の主な認定基準

1 耐震性

極めてまれ(数100年に1度)に発生する地震に対し、比較的容易な補修により、継続して利用できるよう損傷、変形を抑制する措置が講じられている

2 省エネルギー性

外壁、窓などの断熱性能やエネルギー消費の抑制が図られている

3 劣化対策

数世代(少なくとも新築時から100年程度)にわたり使用できるよう、構造躯体を長持ちさせる措置が講じられている

4 可変性(共同住宅・長屋)

居住者のライフスタイルの変化などに応じて、間取りの変更が可能な措置が講じられている

5 バリアフリー性(共同住宅など)

将来のバリアフリー改修に対応できるよう、共同廊下などに必要なスペースが確保されている

6 維持管理・更新の容易性

構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・配管について、日常の点検、清掃、補修、全面的な更新を容易に行えるよう必要な措置が講じられている

インスペクションの実施

劣化事象などの現況検査を実施し、必要な補修がなされ維持保全計画にインスペクション結果を踏まえた点検時期・内容などを記載していること

適切な時期の補修でさらに長持ち

＜材質別・屋根材の点検・葺き替え時期の目安＞

屋根の材質	粘土系(瓦など)	スレート系(彩色スレートなど)	金属系(ガルバリウム鋼板など)
主な劣化	瓦がずれる、浮く	色あせ	腐食によるサビ
定期点検時期の目安	5～6年ごと	4～6年ごと	2～3年ごと
全面葺き替えの時期	20～30年	15～30年	10～15年

出典：「屋根・外壁 リフォームの留意点」一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

＜材質別・外壁材の点検・補修の時期の目安＞

外壁の材質	モルタル	タイル貼り壁	窯業系サイディング	金属系サイディング	目地・シーリング
主な劣化	ひび割れ、剥離、浮き	凹みなどの損傷、そりや浮き、色あせ	凹みなどの損傷、そりや浮き、色あせ	劣化	劣化
定期点検時期の目安	2～3年ごと	2～3年ごと	3～4年ごと	2～3年ごと	2～3年ごと
大規模な補修の時期の目安	15～20年				10～15年

出典：「屋根・外壁 リフォームの留意点」一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

「維持保全計画」のポイントである定期点検と補修は、各箇所の部材の材質などによって、適切な時期が異なります。たとえば、屋根材や外壁材は、左の表がひとつの目安。適切な時期に行うことで、劣化を遅らせ、住宅を良好な状態に維持できます。ただし、劣化や破損などを見つけたらすぐに業者に依頼して補修しましょう。

※表の点検・補修時期はあくまでも目安。依頼先のリフォーム業者などに確認を
※シーリングはサイディングで継ぎ目などに施工し、雨水の浸入を防ぐ

22

23

column

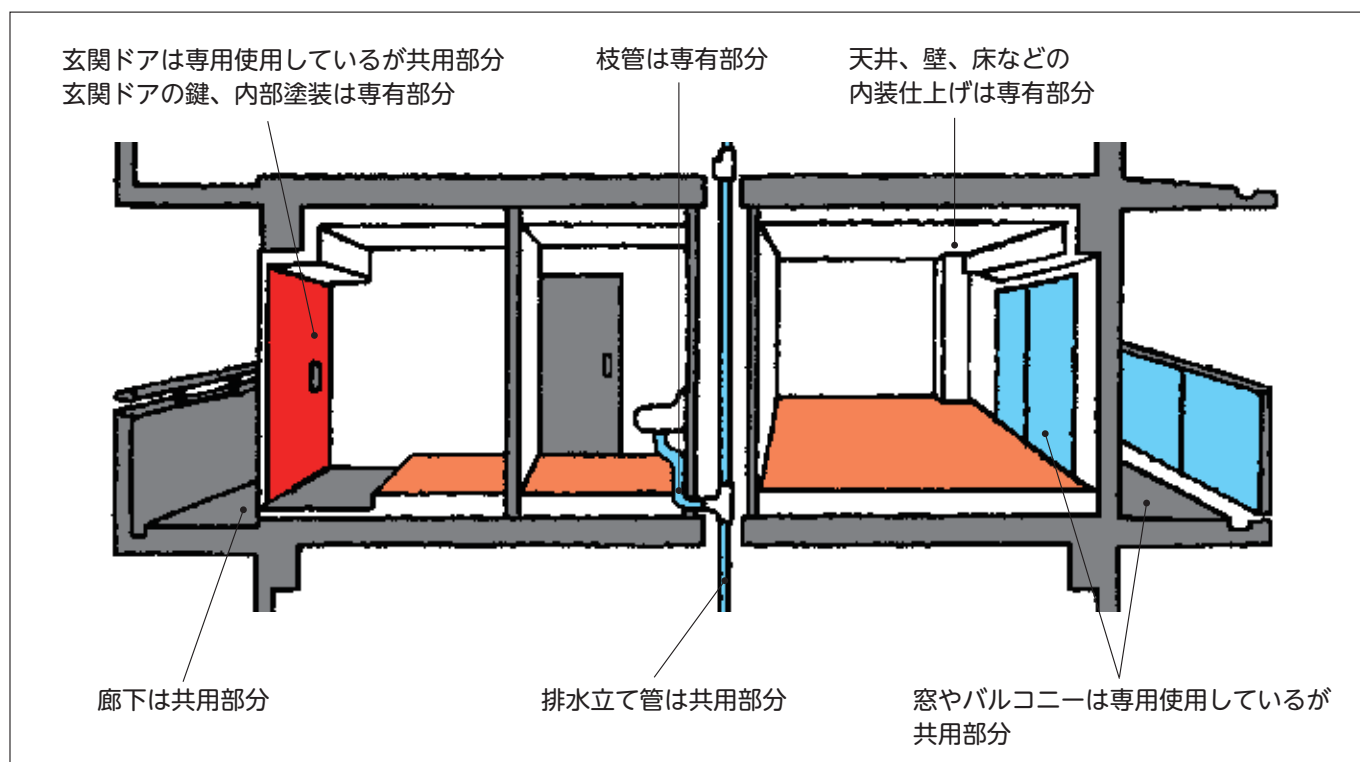
マンションリフォームはココに注意！

マンションのリフォームは、戸建住宅の場合とは異なる注意点があります。ここでは分譲マンション(区分所有建物)におけるルールを説明します。

リフォームできるのは専有部分

マンションでは、所有者がリフォームできるのは、区分所有法で定められた専有部分に限られます。また、専有部分の工事についても、事前に管理組合に許可を得る必要があります。

〈マンションの専有部分と共用部分〉



管理組合の規約を守る

各マンションでは、リフォームの届け出の手続きや施工可能な時間、内容などを管理規約に定めています。内装仕上げについても、床材の遮音性能の基準や材質などを具体的に規定しているケースが多いので、あらかじめ業者とともに管理規約の内容を確認しておくようにしましょう。

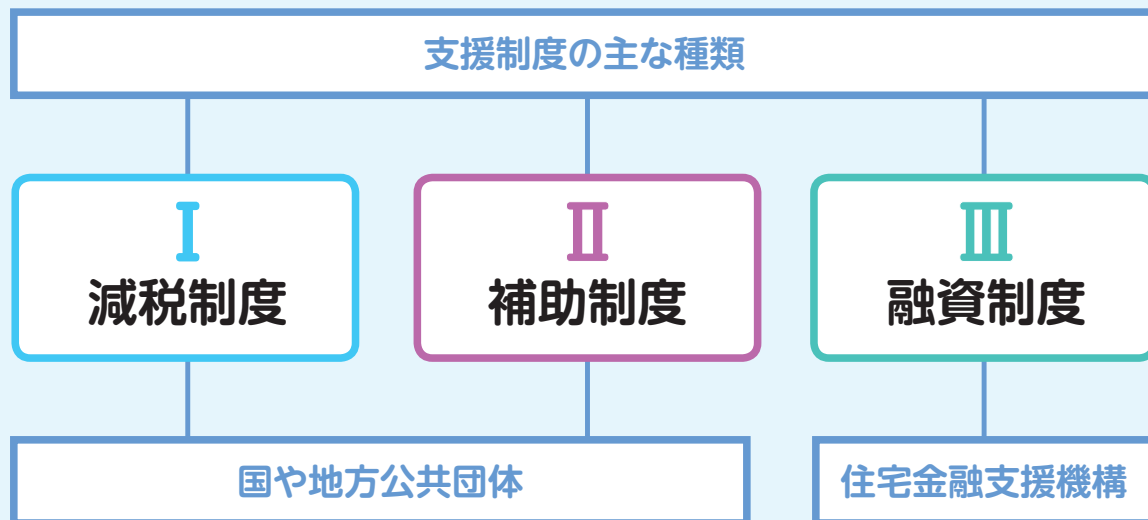


設備設置には制約も

設備機器の設置についても制約があります。例えば、専有部分の水廻りの排水管は共用の排水立て管につながることになりますし、エアコンの配管を通す壁の穴（スリーブ）や換気扇のダクトを通す外壁の穴の位置も決まっています。排水・排気などの配管に支障のないよう設備機器の配置を計画しましょう。また、契約電力を増やしたり、ガス給湯器を能力の高いものに変更する際は、マンション全体の配管・配線の許容範囲内であるか、管理組合に確認が必要です。

リフォームの支援制度

安心して住宅リフォームができるよう、国や地方公共団体では、さまざまな支援制度を用意しています。補助金や融資、減税などの支援制度をうまく利用して、快適で安全な将来につながる住宅のリフォームを実現しましょう。



I. 減税制度：適用要件を満たすリフォームを行うと受けられる税制の優遇措置があります。リフォームの減税制度は次の5種類です。

▶P.26

1. 所得税の控除
2. 固定資産税の減額
3. 贈与税の非課税措置
4. 登録免許税の特例措置
5. 不動産取得税の軽減措置

II. 補助制度：適用要件を満たすリフォームの工事費の一部が補助されます。

▶P.36

III. 融資制度：適用要件を満たすリフォームの工事費の借入金利が優遇されます。

▶P.39

ポイント

減税制度を利用するには、定められた期間内に、工事証明書等の必要な書類と共に税務署や市区町村等に申告する必要があります。詳細はp.35をご確認ください。証明書の発行者は以下の通りです。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士 | ②指定確認検査機関 |
| ③登録住宅性能評価機関 | ④住宅瑕疵担保責任保険法人 |
| ⑤地方公共団体（耐震リフォームのみ） | |

※贈与税の非課税限度額の500万円加算（質の高い住宅）を申請する場合は、②③④に限る。



補助制度には、工事契約前や着工前に申請手続きをしなければいけないものがあり、また、改修工事を行う個人ではなくリフォーム事業者が申請手続きを行うものなどもあります。補助制度を利用する場合には、リフォームの計画段階から情報を収集し、事業者等に相談しましょう。

I. 減税制度

1. 所得税の控除

制度期間 令和3年12月31日まで

所得税とは1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得に課される税金(国税)です。適用要件を満たすリフォームを行った場合、税務署への確定申告で必要な手続きを行うと控除を受けることができます。所得税の控除には、①投資型減税、②ローン型減税、③住宅ローン減税という3種類の制度があります。減税の対象は、耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォームとその他の一定の要件を満たした増改築等工事です。

【減税制度の種類と対象となるリフォームの種類】

減税制度の種類		リフォームの種類						左記以外の増改築等工事
		耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化		
① 投資型減税	リフォームローンの利用有無にかかわらず利用可能	○ ▶P.28	○ ▶P.28	○ ▶P.29	○ ▶P.30	○ ▶P.31	—	
② ローン型減税	償還期間5年以上のローン利用の場合	—	○ ▶P.28	○ ▶P.29	○ ▶P.30	○ ▶P.31	—	
③ 住宅ローン減税	償還期間10年以上のローン利用の場合	○ ▶P.32	○ ▶P.32	○ ▶P.32	△ 1号工事～3号工事に該当する場合 ▶P.32	△ 1号工事～4号工事、6号工事に該当する場合 ▶P.32	○ ▶P.32	

① 投資型減税 (リフォームローンの利用有無にかかわらず利用可能)

控除期間

1年

改修工事を完了した日の属する年分

最大控除額

20万円 (バリアフリーリフォーム)
25万円 (耐震・省エネ・同居対応・長期優良住宅化リフォーム)／35万円^{※1}／50万円^{※2}

控除額

= ①、②のいずれか少ない額 × 10%

① 国土交通大臣が定めるリフォームの種類別の標準的な工事費用相当額－補助金等
② 控除対象限度額 200万円 (バリアフリー)／250万円 (耐震・省エネ・同居対応・長期優良住宅化リフォーム)／350万円^{※1}／500万円^{※2}

※1

省エネリフォームと併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合

※2

耐震および省エネリフォームと併せて長期優良住宅化リフォームを行う場合

② ローン型減税 (償還期間5年以上のリフォームローンの場合)

控除期間

改修後、居住を開始した年から5年

最大控除額

62.5万円 (12.5万円／年 × 5年間)

1年間の控除額

= ① ①、②のいずれか少ない額 × 2%

① 対象となる改修工事費用－補助金等
② 控除対象限度額 250万円

+

③ ①以外の改修工事費用相当分の年末ローン残高 × 1%

③ 住宅ローン減税 (償還期間10年以上のリフォームローンの場合)

控除期間

改修後、居住を開始した年から10年

最大控除額

400万円 (40万円／年 × 10年間)

1年間の控除額

改修工事費用相当分の年末ローン残高－補助金等 × 1%

(注)消費税率引き上げに係る対策(令和元年10月1日～令和2年12月31日)
消費税10%が適用される増改築等工事を行い、令和元年10月1日～令和2年12月31日の間に居住を開始した場合、上記に追加して拡充措置が適用されます。詳細はP.32をご参照ください。

2. 固定資産税の減額

制度期間 令和2年3月31日まで

固定資産税とは、保有する土地や建物などの固定資産について、1月1日時点の評価額に応じて課される税金(地方税)です。適用要件を満たすリフォームを行った場合、市区町村等に申告手続きを行うと当該家屋に係る固定資産税の減額を受けられます。減税の対象は、耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良住宅化リフォームです。

減税期間 1年間 (工事完了年の翌年度分)

申告期間 工事完了後3ヶ月以内

リフォームの種類	耐震 ▶P.28	バリアフリー ▶P.28	省エネ ▶P.29	長期優良住宅化 ▶P.31
軽減額	固定資産税額の1/2	固定資産税額の1/3	固定資産税額の1/3	固定資産税額の2/3
備考	家屋面積120㎡相当分まで	家屋面積100㎡相当分まで	家屋面積120㎡相当分まで	家屋面積120㎡相当分まで

【所得税の控除と固定資産税の減額の併用の組合わせ】

減税制度の併用の可否は以下のとおりです。減税制度によって、併用できない場合がありますので注意が必要です。

			所得税										固定資産税			
			投資型減税					ローン型減税					住宅ローン減税			
			耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化					
所得税	投資型減税	耐震		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
		バリアフリー	○		○	○	○	×	×	×	×					×
		省エネ	○	○		○	×	×	×	×	×					×
		同居対応	○	○	○		○	×	×	×	×					×
		長期優良住宅化	×	○	×	○		×	×	×	×					×
	ローン型減税	バリアフリー	○	×	×	×	×		○	○	○					×
		省エネ	○	×	×	×	×	○		○	×					×
		同居対応	○	×	×	×	×	○	○		○					×
		長期優良住宅化	○	×	×	×	×	○	×	○						×
		住宅ローン減税	○	×	×	×	×	×	×	×	×					
固定資産税	耐震	○											×	×	×	
	バリアフリー	○										×		○	×	
	省エネ	○										×	○		×	
	長期優良住宅化	○										×	×	×		

ポイント

所得税の控除は、納めている所得税額から控除されます。対象となるリフォーム毎に最大控除額が定められていますが、所得税の納税額がそれより低い場合には、必ずしも最大控除額が控除される訳ではありません。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、所得税の納税額は人によって異なります。ご自身の納税額については、源泉徴収票等でご確認ください。



所得税と固定資産税の減税制度を利用する場合に求められる工事や住宅等に関する要件は、リフォームの種類によって異なります。P.28～P.31では、リフォームごとに適用要件をまとめていますのでご確認ください。

耐震リフォーム

- 住宅の耐震に関するリフォーム。現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置を受けられます。
- 所得税（投資型減税）

最大控除額

25万円
- 固定資産税の減額

減額

1/2を軽減

改修工事の種類	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
---------	--------------------

◆ 対象となる工事			◆ 住宅等の要件		
工事の内容	所得税の控除 投資型減税	固定資産税 の減額	要 件	所得税の控除 投資型減税	固定資産税 の減額
現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること	○	○	自ら居住する住宅であること	○	
改修工事費用が50万円超であること		○	昭和56年5月31日以前に建築されたものであること	○	
			昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること		○

バリアフリーリフォーム

- 高齢者や障がい者をはじめ家族全員が安全に暮らしていくためのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置を受けられます。
- 所得税（投資型減税）

最大控除額

20万円
- 所得税（ローン型減税）

最大控除額

62.5万円

(12.5万円／年 × 5年間)
- 固定資産税の減額

減額

1/3を軽減

改修工事の種類	①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの取付け ⑥段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え
---------	---

◆ 対象となる工事		所得税の控除		固定資産税 の減額
工事の内容		投資型減税	ローン型減税	
上記の①～⑧のいずれかに該当するバリアフリー改修工事であること		○	○	○
バリアフリー改修の標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額が50万円超であること		○		
対象となるバリアフリー改修工事費用から補助金等を控除した額が50万円超であること			○	○
居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上であること(併用住宅の場合)		○	○	

◆ 住宅等の要件		所得税の控除		固定資産税 の減額
要 件		投資型減税	ローン型減税	
次の①～④のいずれかが自ら所有し、居住する住宅であること ①50歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障がい者 ④65歳以上の親族または②もしくは③に該当する親族のいずれかと同居している者		○	○	
次の①～③のいずれかが、居住する住宅であること ①65歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障がい者				○
床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)		○	○	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居すること		○	○	
改修工事後の床面積が50㎡以上であること		○	○	○※
新築された日から10年以上を経過した住宅であること(賃貸住宅を除く)				○

※ 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

省エネリフォーム

住宅の省エネ性能を上げるためのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置を受けられます。

- 所得税（投資型減税）

最大控除額

25万円 / 35万円

(省エネ改修工事と併せて、改修工事③を行なう場合)
- 所得税（ローン型減税）

最大控除額

62.5万円

(12.5万円／年 × 5年間)
- 固定資産税の減額

減額

1/3を軽減

改修工事の種類	①全ての居室の全ての窓の断熱工事 ②床の断熱工事／天井の断熱工事／壁の断熱工事 ③太陽光発電設備設置工事 ④高効率空調機設置工事／高効率給湯器設置工事／太陽熱利用システム設置工事
---------	---

◆ 対象となる工事		所得税の控除		固定資産税 の減額
工事の内容		投資型減税	ローン型減税	
上記の①の改修工事または①とあわせて行う②、③、④（④は平成26年4月1日以降対象）の改修工事のいずれか（①は必須）		○※1		
上記の①の改修工事または①とあわせて行う②の改修工事のいずれか（①は必須）			○※1	○※2
省エネ改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること		○	○	○
改修工事後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がるかつ、断熱等性能等級が4以上になること			○	
省エネ改修の標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額が50万円超であること(③、④を含む)		○		
対象となる省エネ改修工事費用から補助金等を控除した額が50万円超であること(③、④は含まない)			○	○
居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上であること(併用住宅の場合)		○	○	

※1 住宅性能評価書等により、改修後に一定の省エネ性能が確保される場合は、「全ての居室の全ての窓」の改修を行う必要はありません。（平成29年4月以降に居住した場合に限る）

※2 所得税の控除とは異なり、①は「全ての居室の全ての窓」の要件はありません。

◆ 住宅等の要件		所得税の控除		固定資産税 の減額
要 件		投資型減税	ローン型減税	
自ら所有し、居住する住宅であること		○	○	
床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)		○	○	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居すること		○	○	
改修工事後の床面積が50㎡以上であること		○	○	○※3
平成20年1月1日以前から所在する住宅であること(賃貸住宅を除く)				○

※3 改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

所得税はどれくらい控除されるの？



窓の断熱改修と併せて給湯器をヒートポンプ式に交換する予定だけど、減税される金額は大体どのくらいになるのだろうか？

※1 延床面積100㎡

※2 この例の標準的な工事費用相当額：内窓設置7,700円/㎡(5地域)、ヒートポンプ式電気給湯器設置393,200円/台。なお、省エネリフォームの標準的な工事費用相当額は、令和2年1月1日以降に居住開始した場合、新単価になります。

(注)上記は例であり、減税額を約束するものではありません。また、減税制度により適用要件が異なります。

- 例えば……全ての居室の全ての窓に内窓を設置し、ヒートポンプ式の電気給湯器を設置した場合※1

省エネリフォームの投資型減税を利用すると…

下記の①、②のいずれか少ない額の10%が控除額となります。

- ① 告示に定められた省エネリフォームの標準的な工事費用相当額※2…約116万円
- ② 控除対象限度額…250万円

➡所得税控除額 約116万円×10%=約11.6万円

🏠同居対応リフォーム

親、子、孫の世代間での助け合いがしやすい住宅環境を整備する三世代同居のためのリフォーム。
一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除を受けられます。

- 所得税（投資型減税）

最大控除額

25万円
- 所得税（ローン型減税）

最大控除額

62.5万円（12.5万円／年 × 5年間）

改修工事の種類	①調理室の増設※1②浴室の増設※2③便所の増設④玄関の増設	
	投資型減税	ローン型減税
上記の①～④のいずれかに該当する工事であること	○	○
対象となる同居対応改修の標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額が50万円超であること	○	
対象となる同居対応改修工事費用から補助金等を控除した額が50万円超であること		○
改修工事後、その者の居住用の部分に調理室、浴室、便所または玄関のうち、いずれか2以上の室がそれぞれ複数あること	○	○

◆ 住宅等の要件	要 件	
	投資型減税	ローン型減税
自らが所有し、居住する住宅であること	○	○
床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)	○	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居すること	○	○
改修工事後の床面積が50㎡以上であること	○	○

【同居対応改修工事の対象事例イメージ】

※下記の事例は、調理室、浴室、便所及び玄関が全て自己居住用部分にある場合を想定。

事例1

工事前	箇所数
調理室	1
浴室	1
便所	1
玄関	1

↓

工事後	箇所数
調理室	2
浴室	1
便所	2
玄関	1

対象

調理室、便所の増設工事で、工事後、各々2箇所あるため○

事例2

工事前	箇所数
調理室	1
浴室	1
便所	2
玄関	1

↓

工事後	箇所数
調理室	2
浴室	1
便所	2
玄関	1

対象

調理室の増設工事で、工事後、調理室・便所が2箇所あるため○

事例3

工事前	箇所数
調理室	1
浴室	1
便所	2
玄関	1

↓

工事後	箇所数
調理室	2
浴室	1
便所	2(改修)
玄関	1

対象外

調理室の増設工事は、工事後、調理室・便所が2箇所あるため○
便所は改修工事であるため✕

🏠長期優良住宅化リフォーム

住宅の耐久性を向上させるリフォームを行い、長期優良住宅(増改築)認定を取得した場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

■ 所得税（投資型減税）

最大控除額

25万円（耐震または省エネ＋耐久性向上の場合）／**50万円**（耐震＋省エネ＋耐久性向上の場合）

■ 所得税（ローン型減税）

最大控除額

62.5万円（12.5万円／年 × 5年間）

■ 固定資産税の減額

減額

2/3を軽減

改修工事の種類	①小屋裏の換気性を高める工事②小屋裏の状態を確認するための点検口を天井等に取り付ける工事③外壁を通気構造等とする工事④浴室または脱衣室の防水性を高める工事⑤土台の防腐または防蟻のために行う工事⑥外壁の軸組等に防腐処理または防蟻処理をする工事⑦床下の防湿性を高める工事⑧床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事⑨雨どいを軒または外壁に取り付ける工事⑩地盤の防蟻のために行う工事⑪給水管、給湯管または排水管の維持管理または更新の容易性を高める工事									
	投資型減税	ローン型減税	投資型減税	ローン型減税	投資型減税	ローン型減税	投資型減税	ローン型減税	投資型減税	ローン型減税
上記の①～⑪のいずれかに該当する工事	○	○								
一定の耐震改修または一定の省エネ改修工事と併せて行うこと	○									
一定の省エネ改修工事と併せて行うこと		○								
耐久性向上改修工事が、住宅ローン減税の第1号工事から第3号工事までのいずれかに該当すること		○								
増改築による長期優良住宅の認定を受けていること	○	○								
改修部位の劣化対策及び維持管理・更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合することとなること(平成29年国土交通省告示第279号別表参照)	○	○								
行った耐震改修、省エネ改修、耐久性向上改修についての標準的な工事費用相当額から補助金等の交付額を除いた合計額がそれぞれ50万円を超えること	○									
行った耐震改修、省エネ改修、耐久性向上改修についての工事費用から補助金等の交付額を除いた合計額がそれぞれ50万円を超えること		○								

[対象となる住宅の種別] 木造：①～⑪ 鉄骨造：①②⑦⑧⑪のみ 鉄筋コンクリート造等：⑪のみ

◆ 対象となる工事	工事の内容		所得税の控除		固定資産税の減額
	投資型減税	ローン型減税	投資型減税	ローン型減税	
上記の耐久性向上改修工事の①～⑪のいずれかに該当する工事	○	○			
一定の耐震改修または一定の省エネ改修工事と併せて行うこと	○				○
一定の省エネ改修工事と併せて行うこと		○			
耐久性向上改修工事が、住宅ローン減税の第1号工事から第3号工事までのいずれかに該当すること		○			
増改築による長期優良住宅の認定を受けていること	○	○			○
改修部位の劣化対策及び維持管理・更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合することとなること(平成29年国土交通省告示第279号別表参照)	○	○			
行った耐震改修、省エネ改修、耐久性向上改修についての標準的な工事費用相当額から補助金等の交付額を除いた合計額がそれぞれ50万円を超えること	○				
行った耐震改修、省エネ改修、耐久性向上改修についての工事費用から補助金等の交付額を除いた合計額がそれぞれ50万円を超えること		○			○

◆ 住宅等の要件	要 件		所得税の控除		固定資産税の減額
	投資型減税	ローン型減税	投資型減税	ローン型減税	
工事を行った者が所有し、主として居住の用に供する家屋であること	○	○			
工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること	○	○			
床面積が50㎡以上であること	○	○			○※
店舗等併用住宅の場合は、床面積の1／2以上が居住用であること	○	○			○
一定の耐震改修工事と併せて行った場合は昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。 一定の省エネ改修工事と併せて行った場合は平成20年1月1日以前から所在する住宅であること。 (一定の省エネ改修工事と併せて行った場合は賃貸住宅を除く)					○

※ 改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

30

31

住宅ローン減税〈所得税の控除〉

所得税の控除の住宅ローン減税は、償還期間が10年以上のリフォームローン等を利用し、一定の要件を満たした増改築等工事を行うときに、対象となる改修工事費用相当分の年末ローン残高の1%が所得税から控除される制度です。

■ 所得税

消費税の適用	控除対象 借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額	住民税からの 控除上限額※1
消費税率8%又は10%の場合	4,000万円	1.0%	10年間(注)	400万円	13.65万円／年 (前年課税所得×7%)
上記以外の場合※2	2,000万円	1.0%	10年間	200万円	9.75万円／年 (前年課税所得×5%)

※1 住宅ローンの控除額が所得税から控除しきれない場合は、その差額が翌年度の個人住民税から控除されます。
※2 消費税の経過措置により5%が適用される場合や、消費税が非課税(個人間売買による既存住宅の取得)の場合。

(注) 消費税率引き上げに係る対策(令和元年10月1日～令和2年12月31日)

消費税率10%が適用される増改築等工事を行い、令和元年10月1日～令和2年12月31日の間に居住を開始した場合、控除期間が13年間となります。適用の11年目～13年目までの各年の控除限度額は以下のいずれか小さい額となります。

①年末ローン残高(上限4,000万円)の1%

②増改築等工事費用の額(上限4,000万円)の2／3%

◆ 対象となる工事

次の第1号～第6号工事のいずれかに該当する改修工事で、建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人により証明(「増改築等工事証明書」)がされたものであること	
第1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕または模様替
第2号工事	マンションの区分所有する部分で、床または階段・間仕切り壁・主要構造部である壁のいずれかのものの過半について行う修繕または模様替
第3号工事	居室・調理室・浴室・便所・その他の室(洗面所・納戸・玄関・廊下)のいずれかの床または壁の全部についての修繕または模様替
第4号工事	一定の耐震基準に適合させるための修繕または模様替
第5号工事	バリアフリー改修工事(以下①～⑧のいずれかの工事) ①通路または出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取付け ⑥段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え
第6号工事	省エネ改修工事(改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上となる工事で、以下の①または①の工事と併せて行う②から④の工事。地域区分毎に要件が異なる。) ①全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事または日射遮蔽性を高める工事 ②天井及び屋根の断熱改修 ③壁の断熱改修 ④床の断熱改修
対象となる改修工事費用から補助金等の額を控除した後の金額が100万円超であること	
居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上であること(併用住宅の場合)	

◆ 住宅等の要件

自ら所有し、居住する住宅であること
改修工事後の床面積が50㎡以上であること
床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)
その年の合計所得金額が3,000万円以下であること
改修工事完了後6ヶ月以内に入居すること

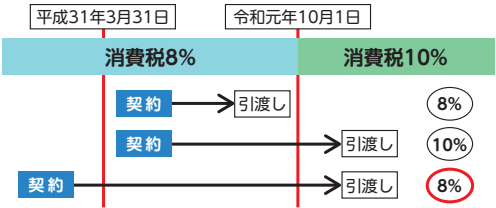
◆ 既存住宅を取得する場合の建物要件

既存住宅を取得し、その取得費を住宅ローン減税の対象にする場合は、当該住宅が一定の要件を満たしていることが求められます。詳細はP.33の「既存住宅を取得する場合の建物要件」をご確認ください。

ポイント

【消費税率引き上げに関する経過措置】

消費税率が令和元年10月1日に10%に引き上げられる予定です。原則、請負工事では、仕事の目的物の引渡し時に消費税額が確定します。しかし、経過措置として平成31年3月31日までに工事請負契約を締結した場合、引渡しが10月1日以降となっても旧税率8%が適用されます。



3. 贈与税の非課税措置

制度期間 令和3年12月31日まで

贈与税とは、個人が受けた現金などの贈与に応じて課される税金(国税)です。満20歳以上(贈与を受けた年の1月1日時点)の個人が親や祖父母などから住宅取得資金(新築もしくは、取得または増改築等のための金銭)を贈与により受けた場合において、一定金額までの贈与につき贈与税が非課税となります。申告期間は、贈与を受けた年の翌年3月15日までです。

◆ 非課税枠

契約年	消費税率10%が適用される方		左記以外の方※1	
	質の高い住宅※2	左記以外の住宅(一般)	質の高い住宅	左記以外の住宅(一般)
平成28年 1月～平成31年 3月	—	—	1,200万円	700万円
平成31年 4月～令和 2年 3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
令和 2年 4月～令和 3年 3月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
令和 3年 4月～令和 3年12月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

※1 消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した方のほか、個人間売買により既存住宅を取得した方等。
※2 質の高い住宅とは、①省エネルギー性の高い住宅、②耐震性の高い住宅、③バリアフリー性の高い住宅のいずれか。詳細は下記「対象となる工事の第8号工事」をご参照下さい。

(注)平成31年3月以前に「左記以外の方」欄の非課税限度額の適用を受けた方は、再度「消費税率10%が適用される方」欄の非課税限度額の適用を受けることが可能。

◆ 対象となる工事

次の第1号～第8号工事のいずれかに該当する改修工事で、建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人により証明(「増改築等工事証明書」)がされたものであること	
※第8工事については、指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかより、証明されたもの	
第1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕または模様替
第2号工事	マンションの区分所有する部分で、床または階段・間仕切り壁・主要構造部である壁のいずれかのものの過半について行う修繕または模様替
第3号工事	居室・調理室・浴室・便所・その他の室(洗面所・納戸・玄関・廊下)のいずれかの床または壁の全部についての修繕または模様替
第4号工事	一定の耐震基準に適合させるための修繕または模様替
第5号工事	バリアフリー改修工事(以下①～⑧のいずれかの工事) ①通路または出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取付け ⑥段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え
第6号工事	省エネ改修工事(改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上となる工事で、以下の①または①の工事と併せて行う②から④の工事。地域区分毎に要件が異なる。) ①全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事または日射遮蔽性を高める工事 ②天井及び屋根の断熱改修 ③壁の断熱改修 ④床の断熱改修
第7号工事	給水管、排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る修繕または模様替(リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されたものに限る)
第8号工事	下記の「質の高い住宅」(増改築等)の基準に適合させるための修繕または模様替(非課税枠の500万円加算の対象) ①断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4以上の住宅 ②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上または免震建築物の住宅 ③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上の住宅

上記の増改築等の工事費の合計が100万円以上であること

◆ 住宅等の要件

自ら所有し、居住する住宅であること
増改築等後の床面積が50㎡以上240㎡以下であること
床面積の1／2以上が居住用であること
贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること

◆ 既存住宅を取得する場合の建物要件 ※所得税の控除(住宅ローン減税)、贈与税の非課税措置共通

- 1 耐火建築物は築25年以内の建物
- 2 1以外の建築物は築20年以内の建物
- 3 1と2以外の場合、次のいずれかの書類により、耐震基準を満たすことが証明された建物
 - 「耐震基準適合証明書」(住宅の取得の前2年以内に家屋調査が終了したもの)
 - 「建設住宅性能評価書の写し」(住宅の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1以上であるものに限る)
 - 「既存住宅売買瑕疵保険契約の保険付保証明書」(住宅の取得の前2年以内に締結されたもの)
- 4 現行の耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合、所要の手続き①及び②の書類により耐震基準を満たすことが証明された建物
 - 手続き①「耐震基準適合証明書」等の申請、または仮申請を行う(家屋の引渡しの日の前まで)
 - 手続き②「耐震基準適合証明書」等を受ける(耐震改修工事完了後、入居の日まで)

4. 登録免許税の特例措置

制度期間 令和2年3月31日まで

登録免許税とは、国による登記等に課される税金（国税）です。宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等工事が行われた既存住宅を個人が取得・居住し、取得後1年以内に登記を受けた場合、家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率が0.1%（一般住宅特例0.3%，本則2%）となります。

5. 不動産取得税の軽減措置

(1)は期間が定められていません
(2)の制度期間 令和3年3月31日まで

不動産取得税とは、不動産の取得に対して課される税金（地方税）です。既存住宅の取得にあわせて適用要件を満たすリフォームを行った場合、不動産取得税の軽減措置が受けられます。

(1)個人の既存住宅取得に係る不動産取得税の軽減
(耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震改修工事を行った場合)

平成26年4月1日以後に耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、当該住宅が下記の要件を満たす場合、既存住宅の新築年月日に応じて定められた控除額に税率を乗じた額が、住宅の不動産取得税額から控除されます。さらに、要件を満たす場合は平成30年4月1日以降に取得した当該住宅用の土地についても税額が軽減されます。

【住宅】

【要件】

- ・個人の取得であること
- ・昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること
- ・床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- ・取得後6ヶ月以内に以下の①～③が行われること
 - ①取得した既存住宅について耐震改修工事を行うこと
 - ②改修工事後、当該住宅が耐震基準に適合していることが耐震基準適合証明書等で証明されていること
 - ③改修工事後、取得者が当該住宅に居住すること

【控除額】

築年月日	控除額 (万円)
昭和56年7月1日～昭和56年12月31日	420
昭和51年1月1日～昭和56年 6 月30日	350
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	150
昭和29年7月1日～昭和38年12月31日	100

【税額の計算】

税額 = (住宅の固定資産評価額 - 控除額) × 税率 (3%)

【土地】

次の①、②のいずれか高い方の金額が税額から軽減されます。

①45,000円 (税額が45,000円未満の場合はその税額)

②課税標準額 (土地1㎡あたりの固定資産評価額^{※1}) × (住宅の床面積の2倍^{※2}) × 住宅の取得持分 × 税率 (3%)

※1 令和3年3月31日までに宅地等 (宅地及び宅地評価された土地) を取得した場合は、土地1㎡あたりの固定資産評価額の2分の1

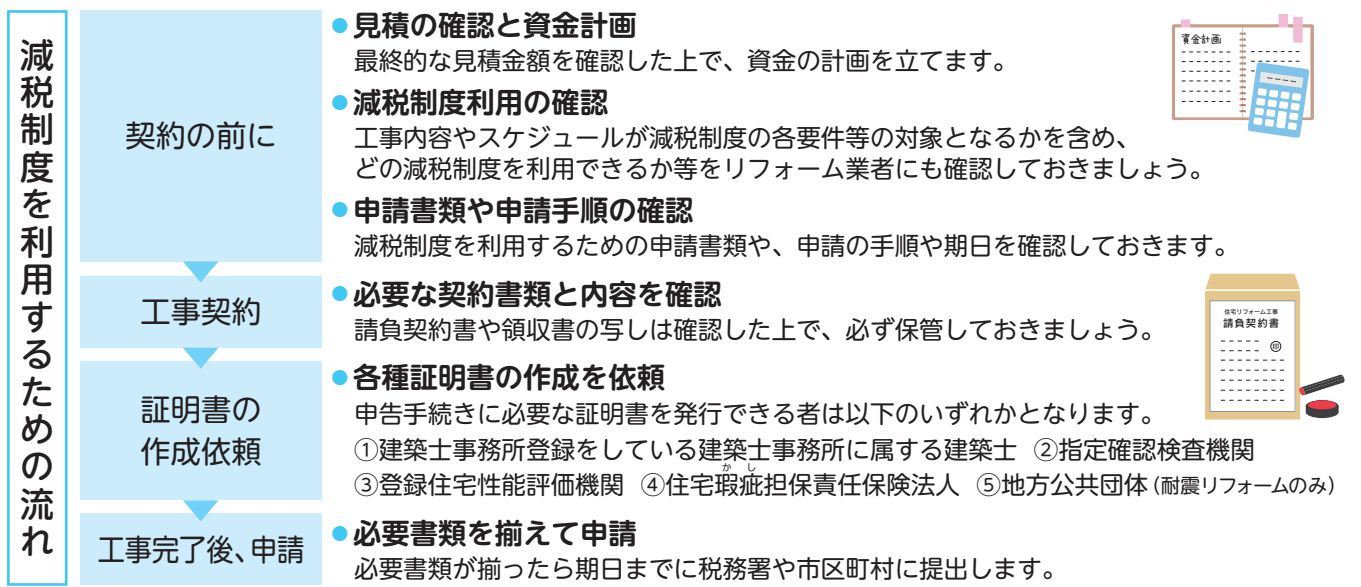
※2 1戸当たり200㎡まで

(2)買取再販に係る不動産取得税の軽減

宅地建物取引業者が既存住宅を買い取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、個人の自己居住用住宅として譲渡する場合、宅地建物取引業者による住宅の取得に課される不動産取得税が減額されます。さらに平成30年4月1日以後、対象住宅が「安心R住宅」である場合または既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合は、宅地建物取引業者による当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に課される不動産取得税についても減額されます。

減税制度利用の流れ

リフォームを行う前に、どの減税制度が利用できるかをリフォーム業者に確認しておきましょう。減税制度には対象となる期間がありますので、スケジュールの確認も必要です。減税制度を利用するには、申告が必要です。税の種類によって申告先（税務署、市区町村等）や提出書類が異なります。あらかじめ確認しておきましょう。



Ⅱ. 補助制度

ここで紹介しているのは令和元年度の補助制度です。
それぞれ申請期限や工事時期等が定められていますので、
活用を検討する際は募集要領等をよくご確認ください。



長期優良住宅化リフォーム推進事業

質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や三世帯同居など複数世帯の同居の実現に資するリフォームに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援する事業です。

- 補助対象費用
 - ・性能向上リフォーム工事に要する費用
 - ・三世帯同居対応改修工事に要する費用
 - ・良好なマンション管理対応工事に要する費用
 - ・インスペクション、住宅履歴情報の作成、維持保全計画の作成等に要する費用
- 補助額
 - ・補 助 率：1／3（上記の補助対象費用の1／3の額が補助されます）
 - ・補助限度額：リフォーム後の住宅性能に応じて3つの補助限度額を設定しています。

リフォーム後の住宅性能	補助限度額
① 長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円／戸（150万円／戸）
② 長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合	200万円／戸（250万円／戸）
③ ②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円／戸（300万円／戸）

（ ）内は、三世帯同居対応改修工事を実施する場合

事業の詳細は下記にてご確認ください。

HP https://www.kenken.go.jp/chouki_r/



次世代住宅ポイント制度

消費税率の引き上げに伴い新たに創設された住宅のリフォーム等に関する支援制度です。消費税率10%でリフォームを行う場合、住宅の一定の性能を向上させるための改修工事を対象として、様々な商品と交換できるポイントが発行されます。

● 発行ポイントの上限

世帯の属性	既存住宅を購入の有無	1戸あたりの上限ポイント数
若者・子育て世帯※1	既存住宅を購入しリフォームを行う場合※2	60万ポイント
	上記以外のリフォームを行う場合※3	45万ポイント
その他の世帯	安心R住宅を購入しリフォームを行う場合※2	45万ポイント
	上記以外のリフォームを行う場合	30万ポイント

※1 若者世帯とは40歳未満の世帯/子育て世帯とは18歳未満の子を有する世帯

※2 自ら居住することを目的に購入した住宅について、売買契約締結後3ヵ月以内にリフォーム工事請負契約を締結する場合に限る

※3 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

- 対象工事 ①窓・ドアの断熱改修 ②外壁、屋根・天井または床の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置
④耐震改修 ⑤バリアフリー改修 ⑥家事負担軽減に資する設備の設置
⑦若者・子育て世帯による既存住宅の購入に伴う一定規模以上のリフォーム工事、等

● ポイント発行申請の期間 令和元年6月3日～令和2年3月31日(予算の執行状況による)

● ポイントの交換商品等 省エネ・環境配慮に優れた商品／防災関連商品／健康関連商品
家事負担軽減に資する商品／子育て関連商品／地域振興にする商品

事業の詳細は下記にてご確認ください。

次世代住宅ポイント事務局 TEL 0570-001-339 HP <https://www.jisedai-points.jp/>



住宅・建築物安全ストック形成事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、多くの地方自治体では、耐震診断・耐震改修に対する補助を実施しています。補助の対象となる区域、規模、敷地、建物用途等の要件は、お住まいの市区町村により異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

地域型住宅グリーン化事業【省エネ改修型】

地域における木造住宅の生産体制の強化、環境負荷の低減等を図るために、地域の木材関連事業者、流通事業者、建築士事務所、工務店等が連携して取り組む省エネルギー性能等に優れた木造住宅・建築物の整備を支援する事業。

● 補助対象費用 省エネ基準を満たす木造住宅省エネ改修工事の費用

● 補助額（定額） 50万円／戸

事業の詳細は下記にてご確認ください。

地域型住宅グリーン化事業評価事務局 TEL 03-3560-2886 HP <http://chiiki-grn.jp/>



高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業【断熱リノベ】

一定の省エネ効果（15%以上）が見込まれる高性能建材（断熱材、ガラス、窓）を用いた住宅の断熱リフォーム※1を支援する事業。対象となる改修工事に係る経費の一部について補助金が交付されます。

※1 戸建住宅に限り、高性能建材による断熱リフォームを行い、太陽光発電システム（10KW未満）が設置され、令和2年3月末までにFIT契約（再生エネルギーの固定価格買取制度）が終了する場合、家庭用蓄電システム・家庭用蓄熱設備の設置工事も対象となります。

● 補助率・補助金の上限額

- ① 既存戸建住宅：補助対象経費の1／3以内。上限額は120万円／戸（窓のみの場合は上限40万円）
- ② 既存集合住宅：補助対象経費の1／3以内。上限額は15万円／戸

事業の詳細は下記にてご確認ください。

環境共創イニシアチブ TEL 03-5565-4860 HP https://sii.or.jp/moe_material31/



次世代省エネ建材支援事業【次世代建材】

短工期で施工可能な高性能断熱パネルや潜熱蓄熱建材、調湿建材等の付加価値を有する省エネ建材を用いた住宅の断熱リフォーム※2を支援する事業。対象となる改修工事に係る経費の一部について補助金が交付されます。

※2 断熱パネルまたは潜熱蓄熱建材の改修工事に合わせて行う場合、窓、断熱材、玄関ドア、ガラス、調湿建材を用いた改修工事も対象になります。

● 補助率・補助金の上限額

- ① 既存戸建住宅：補助対象経費の1／2以内。上限額は200万円／戸※3
- ② 既存集合住宅：補助対象経費の1／2以内。上限額は125万円／戸※3

※3 下限金額：1住戸あたり20万円以上であること

事業の詳細は下記にてご確認ください。

環境共創イニシアチブ TEL 03-5565-3110 HP https://sii.or.jp/meti_material31/



■ 介護保険法にもとづく住宅改修費の支給

介護保険においては、要支援及び要介護の認定を受けた方の一定の住宅改修（段差の解消や手すりの設置等）に対し、**20万円**まで（所得に応じて1割から3割自己負担）支給します。
詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

■ 災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業補助金

災害時に停電が発生した場合に備え、日常生活に欠かせない最低限の電力エネルギーを確保するために、太陽光発電と家庭用蓄電システムの双方を組み合わせ、エネルギー供給源の分散化を実現することを目的とした事業。補助対象となる一定要件を満たした家庭用蓄電システムおよびHEMS機器の導入に係る経費の一部について補助金が交付されます。

事業の詳細は下記にてご確認ください。

環境共創イニシアチブ **TEL** 03-5565-3820 **HP** <https://sii.or.jp/kateichikudenchi31/public.html>

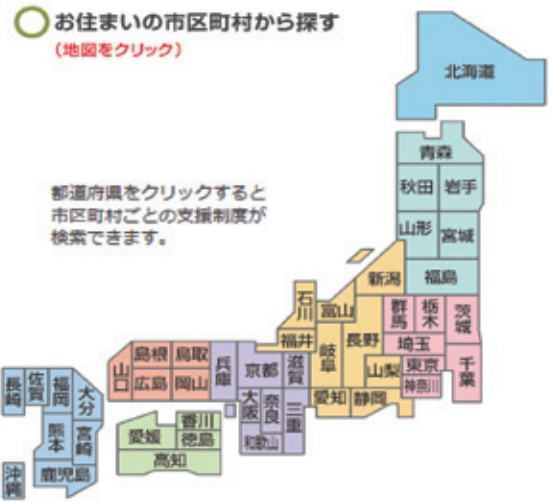


■ 地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索

地方公共団体が実施する補助制度を、都道府県・市区町村や制度内容等で検索できます。一般社団法人住宅リフォーム推進協議会のホームページで確認できます。

「地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索サイト」

HP <http://www.j-reform.com/reform-support/>

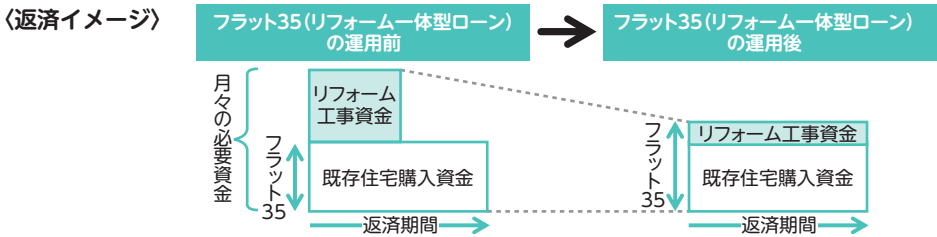


Ⅲ. 融資制度

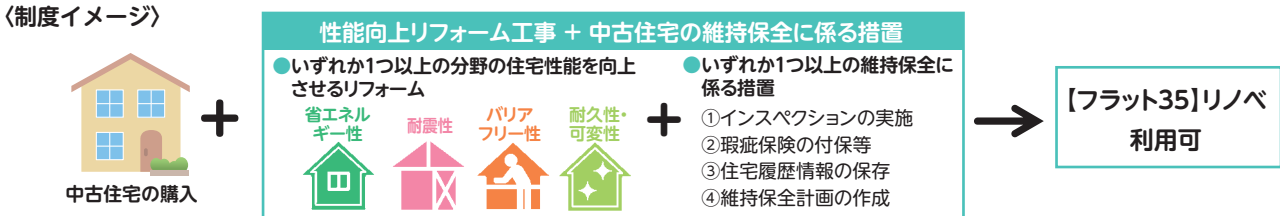
■ 住宅金融支援機構 フラット35（借入時に返済終了までの金利が確定する安心の住宅ローン）

①【フラット35(リフォーム一体型)】（中古住宅の購入とあわせてリフォーム工事を行う方向けの住宅ローン）
中古住宅の購入とあわせてリフォームする場合に対象となる住宅ローンです。中古住宅の購入資金とリフォーム工事の費用をまとめて1つの住宅ローンとして融資が可能です。

主な特徴 ・リフォーム工事の内容、リフォーム工事費の金額や割合に制限はありません。
・大規模リフォームなど、お客さまのニーズに応じた自由なリフォームが可能です。
・リフォーム工事の資金についても中古住宅の購入資金と同じ融資金利・融資期間で借り入れできます。



②【フラット35】リノベ（中古住宅取得と性能向上リフォームのセットで金利引下げ）
中古住宅の購入に際して、「性能向上リフォーム」及び「維持保全に係る措置」を行う場合、借入金利を一定期間引下げられる制度です。お客さまが中古住宅を購入して性能向上リフォームを行う場合と、住宅事業者により性能向上リフォームが行われた中古住宅を購入する場合に利用できます。



詳しいご利用条件や手続きの流れなどについては、フラット 35 サイト (www.flat35.com) をご覧ください。

■ 住宅金融支援機構 リフォーム融資（満60歳以上の方を対象としたリフォームローン）

満 60 歳以上の方が部分的バリアフリー工事または耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、毎月のお支払を利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方が融資住宅および敷地の売却、自己資金などにより、一括して返済する融資です。

主な特徴 ・月々の支払は利息のみとなり、月々の返済の負担を低く抑えられます。
・借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに一括して返済します。
・融資限度額は 1,000 万円です。
・機構が承認している保証機関（平成 31 年 4 月現在、機構が承認している保証機関は、（一財）高齢者住宅財団です。）が連帯保証人になります。



【主な融資条件等】	
融資対象者	満60歳以上
融 資 対 象	【リフォーム融資】バリアフリーリフォーム、耐震改修工事、マンション共用部分改良
融資限度額	1,000万円（（一財）高齢者住宅財団の保証が必要）
償 還 期 間	融資対象者の死亡時まで

補助制度と減税制度は両方使えるの？



夏冬も快適な室内にして、冷暖房費を節約するために省エネリフォームを計画中。補助制度と減税制度の両方を利用できると良いのですが…

補助制度と減税制度の併用は可能です。

●例えば……補助制度を利用して省エネリフォームを行う際に、適用要件を満たしている場合、所得税の控除や固定資産税の減額措置を受けることができます。控除額は、控除対象金額から交付された補助金の額を引いて計算します。